

新宿区 公共施設等総合管理計画

平成29年2月
新宿区

はじめに

この度、新宿区は公共施設等総合管理計画を策定いたしました。新宿自治創造研究所の人口推計では、区の総人口は、当面増加しますが将来的に減少に転じることが予測されています。その時、生産年齢人口が減少するのに対して、高齢者人口は増加し続ける見通しであり、少人数で多くの区民の暮らしを支えていく時代を迎えます。区は、公共施設を持った場合に発生するコストの計算や、将来必要とされるサービスに必要な施設の保有、さらにはサービスを実施するためのコストも踏まえて、最善のバランスをとるための計画を立てなくてはならないと考えています。

今回の計画策定にあたっては、他の自治体での計画策定の経験を持つ有識者の方々にも参画していただきました。また、無作為抽出の区民の皆様による区民討議会、広く自由にご意見をいただくためのパブリック・コメントや地域説明会を実施し、更には施設利用者の皆様からアンケートをいただく等、様々な立場の方々からの様々な趣旨のご意見をいただいたうえで、この計画を定めさせていただきました。

本計画では、「次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する」を基本理念として掲げました。この理念を実現するため、長寿命化や更新を見据えた計画的な施設管理によってコスト削減と平準化を図るとともに、地域拠点の充実や民間との連携強化、公的不動産の活用による一般財源の確保など、様々な取組みを通して公共サービスを維持し、区民にとって必要なサービスの確保を目指します。

予断を許さない社会経済情勢の中、区は、将来にわたり安定した財政基盤を確立し、区民生活を支えていくことが求められています。持続可能な区政運営の実現に向け、区民の皆様のご理解・ご協力を得ながら、本計画を着実に実行してまいります。

平成29年2月

新宿区長 吉住健一

目次

はじめに

第1章 公共施設等総合管理計画とは

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の特色	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画期間	3
第5節	対象施設	4

第2章 区の現状と将来の予測等

第1節	区有施設の概観 (施設白書より再掲)	8
第2節	人口	13
第3節	財政状況	18
第4節	施設白書の7つの論点と区有施設の状況 (施設白書より再掲)	26
第5節	区有施設の更新に係る将来予算不足額の試算 (施設白書より再掲)	34
第6節	意識調査結果	37
第7節	区民討議会における意見	47

第3章 計画の基本理念・基本方針

第1節	計画の基本理念	50
第2節	計画の基本方針	51
第3節	計画の到達目標	58

第4章 施設類型別基本方針

施設類型別基本方針（総括）	62
1 庁舎等	64
2 防災関係施設	67
3 区民等利用施設	70
4 地域センター	72
5 ホール	74
6 高齢者活動・交流施設	76
7 高齢者福祉施設	78
8 障害者福祉施設	80
9 その他福祉施設	82
10 保育園	84
11 子ども園	86
12 幼稚園	88
13 児童館等	90
14 小学校	92
15 中学校	94
16 特別支援学校	96
17 図書館	98
18 博物館・記念館	100
19 生涯学習施設	102
20 スポーツ施設	104
21 保養施設等	106
22 公営住宅等	108
23 貸付施設	110
24 その他施設	112

資料編

1	新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議	117
2	受益者負担の適正化	123
3	意識調査結果	127
3-(1)	施設利用者アンケート（平成28年度実施）	129
3-(2)	区民意識調査（平成27年度実施）	145
4	区民討議会の概要	153
5	区有施設のあり方に関する検討	159
6	用語集	163

（注）本文中に「*」のある用語については、資料編「用語集」で用語解説をしています。

第1章 公共施設等総合管理計画とは

第1節 計画策定の趣旨

区有施設は、社会的要請や行政ニーズに対応して設置され、また、必要に応じて、統廃合などが行われてきました。

こうした区の施設の現状をみると、約 180 棟ある区有施設の半数以上が供用開始後 30 年以上を経過しており、長寿命化や修繕経費の平準化に取り組んでいますが、全ての区有施設を、現状のまま維持していくことは、極めて困難な状況です。

また、少子高齢社会の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化により、行政サービスに対する区民のニーズも複雑化・多様化しています。

このため、平成 27 年度は区有施設の状況や運営コスト等の実態把握と課題等をまとめた新宿区施設白書（以下「施設白書」という。）を作成しました。平成 28 年度は施設白書に基づき、区有施設のあり方の検討を行い、区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める新宿区公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、区有施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいきます。

第2節 計画の特色

（1）期間の長期性

地方公共団体の策定する行政計画は 1～数年単位のものが多くなっていますが、公共施設等総合管理計画の策定を求める際に総務省が示した指針では、計画期間は「10 年以上」とされています。

公共施設等総合管理計画は、将来更新費用を推計し、不足が生じる場合はそれを解消する方法を考えることが求められますが、施設の耐用年数を考えると、40～60 年という長期的な期間をとらえる必要があります。

このため、今後、40～60 年にわたる施設や人口等の長期的な将来展望を踏まえながら、実効性を担保できる計画期間を設定し、取組みを進めていきます。

（2）対象の網羅性

区は、公共施設、道路、橋りょう、公園などを保有しています。また、公共施設には、学校、庁舎、公営住宅、高齢者福祉施設、子育て支援施設などがあります。

公共施設等総合管理計画は、公共施設・インフラ等の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的・計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置の実現を目指すものであり、区は、本計画に基づき、すべての種類の施設等を対象にして総合的にマネジメントしていきます。

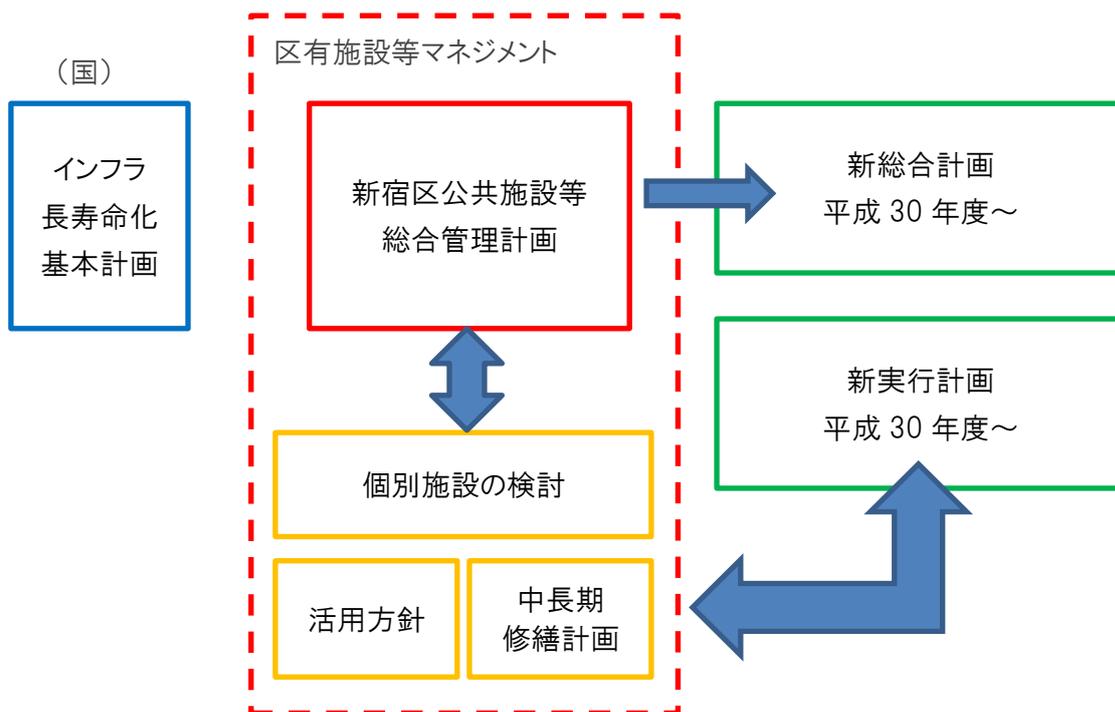
（3）手段の総合性

総務省指針では、更新、統廃合、長寿命化などをすべて含んで検討すべきとしています。予算不足が想定される場合には、真に必要なサービスを維持しつつ客観的なルールに基づいて統廃合を進めることも選択肢の一つとしていきます。また、必要に応じて新たな公民連携手法導入の検討も行います。他の行政サービスの必要性や住民負担の公平性の観点からとるべき手段を総合的に判断していきます。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、平成30年度からの新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）と連動するもので、新宿区における区有施設のあり方の検討に基づき、区有施設等の総合的かつ計画的なマネジメント（管理・運営・活用）の基本的な方針を定めるものです。

今後、本計画に基づき個別施設の検討を行い、その結果については、新総合計画の下に位置づけられる「実行計画」に反映させていきます。



第4節 計画期間

本計画は、平成29年度から平成39年度までの11年間とします。

ただし、人口や将来更新費用の推計等については、長期的な展望が必要なことから今後40年の予測を見据えます。

なお、本計画は、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。

第5節 対象施設

以下の施設を計画の対象とします。

1 公共施設

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
1. 行政系施設	(1) 庁舎等	27	84,213	本庁舎、分庁舎、特別出張所、工事事務所、公園事務所、清掃事務所、保健センターほか
	(2) 防災関係施設	20	4,614	防災センターほか
	(3) 区民等利用施設	8	5,656	新宿NPO協働推進センター、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターほか
2. 市民文化系施設	(1) 地域センター	10	13,832	地域センター
	(2) ホール	4	21,419	区民ホール、新宿文化センター
3. 保健・福祉施設	(1) 高齢者活動・交流施設	22	11,012	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いこいの家清風園
	(2) 高齢者福祉施設	9	14,290	高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム
	(3) 障害者福祉施設	6	9,719	あゆみの家、障害者福祉センターほか
	(4) その他福祉施設	3	1,630	作業宿泊所、母子生活支援施設
4. 子育て支援施設	(1) 保育園	12	9,950	保育園
	(2) 子ども園	10	12,665	子ども園
	(3) 幼稚園	20	11,261	幼稚園
	(4) 児童館等	20	17,297	児童館、子ども総合センター、子ども家庭支援センター
5. 学校教育系施設	(1) 小学校	29	145,748	小学校
	(2) 中学校	10	71,028	中学校
	(3) 特別支援学校	1	3,093	新宿養護学校
6. 社会教育系施設	(1) 図書館	9	13,307	図書館
	(2) 博物館・記念館	5	5,434	新宿歴史博物館、林芙美子記念館ほか
	(3) 生涯学習施設	6	4,706	生涯学習館、区民ギャラリー
7. スポーツ・レクリエーション系施設	(1) スポーツ施設	4	33,312	新宿スポーツセンターほか
	(2) 保養施設等	3	23,537	箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳ほか
8. 公営住宅等		17	50,430	区営住宅、区民住宅、事業住宅ほか
9. 貸付施設		11	32,211	廃校後の学校施設ほか
10. その他施設		19	4,458	自転車駐輪場管理棟ほか
合計		285	604,820	

※公共施設については、施設白書を基礎データとして掲載しています。

※施設数や延床面積の変動については、「第4章 施設類型別基本方針」で整理することとします。

2 インフラ

(平成28年4月1日現在)

分類	内容
道路	区道 (延長 295,182m、面積 1,778,398 ㎡)
橋りょう	橋りょう数 (57 橋) 橋りょう延長 (973m) 橋りょう面積 (6,665 ㎡)
公園	区立公園 177 か所、面積 377,019.66 ㎡

3 その他

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

分類	内容
公園内運動場	公園野球場、公園庭球場、公園内運動広場
自転車駐輪施設	自転車等駐輪場
土地のみの貸付	13 所
その他	事業用地、事業予定地、旧事業用代替地等、その他

第2章 区の現状と将来の予測等

第1節 区有施設の概観 (施設白書より再掲)

1 総施設数・延床面積

施設白書で対象としている区有施設は、区が所有している施設及び借り受けて利用している施設のうち、公衆便所や公園便所等を除く、185棟の建物、機能別では285施設、延床面積は604,820㎡となっています。

また、施設白書では、下表のとおり、区有施設を大分類・中分類に区分しています（分類は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」による分類を参考にして作成しています）。

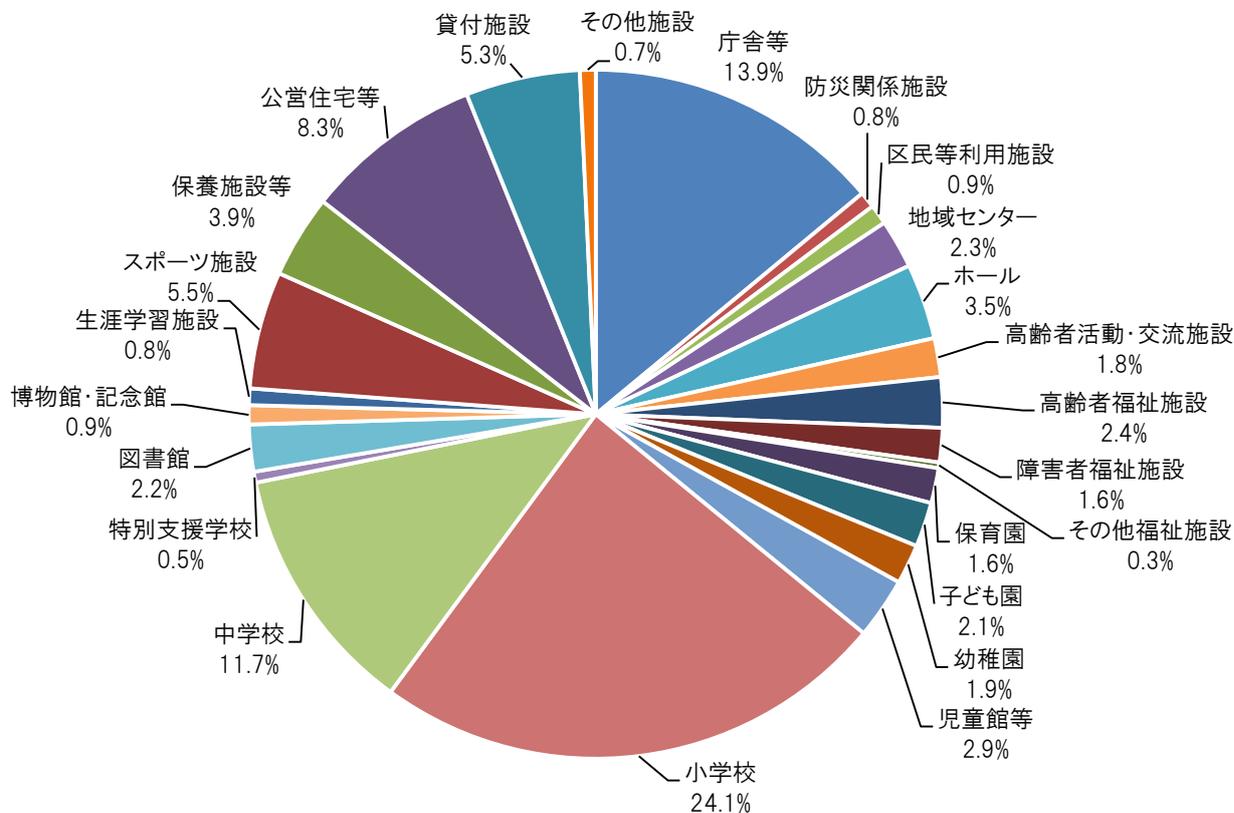
図表 2-1-1 区有施設類型別施設数・延床面積総括表

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
1. 行政系施設	(1) 庁舎等	27	84,213	本庁舎、分庁舎、特別出張所、工事事務所、公園事務所、清掃事務所、保健センターほか
	(2) 防災関係施設	20	4,614	防災センターほか
	(3) 区民等利用施設	8	5,656	新宿NPO協働推進センター、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターほか
2. 市民文化系施設	(1) 地域センター	10	13,832	地域センター
	(2) ホール	4	21,419	区民ホール、新宿文化センター
3. 保健・福祉施設	(1) 高齢者活動・交流施設	22	11,012	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いこいの家清風園
	(2) 高齢者福祉施設	9	14,290	高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム
	(3) 障害者福祉施設	6	9,719	あゆみの家、障害者福祉センターほか
	(4) その他福祉施設	3	1,630	作業宿泊所、母子生活支援施設
4. 子育て支援施設	(1) 保育園	12	9,950	保育園
	(2) 子ども園	10	12,665	子ども園
	(3) 幼稚園	20	11,261	幼稚園
	(4) 児童館等	20	17,297	児童館、子ども総合センター、子ども家庭支援センター
5. 学校教育系施設	(1) 小学校	29	145,748	小学校
	(2) 中学校	10	71,028	中学校
	(3) 特別支援学校	1	3,093	新宿養護学校
6. 社会教育系施設	(1) 図書館	9	13,307	図書館
	(2) 博物館・記念館	5	5,434	新宿歴史博物館、林芙美子記念館ほか
	(3) 生涯学習施設	6	4,706	生涯学習館、区民ギャラリー
7. スポーツ・レクリエーション系施設	(1) スポーツ施設	4	33,312	新宿スポーツセンターほか
	(2) 保養施設等	3	23,537	箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳ほか
8. 公営住宅等		17	50,430	区営住宅、区民住宅、事業住宅ほか
9. 貸付施設		11	32,211	廃校後の学校施設ほか
10. その他施設		19	4,458	自転車駐輪場管理棟ほか
合計		285	604,820	

2 類型別延床面積割合

区有施設の総延床面積に対する類型別（中分類）延床面積の割合をみると、学校（小・中学校及び特別支援学校）36.2%、庁舎等 13.9%、公営住宅 8.3%となっています。

図表 2-1-2 区有施設の類型別延床面積の割合（中分類別）



※ 端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が 100 とはならない場合があります。

なお、区有施設の延床面積の合計を、人口(平成 27 年 4 月 1 日現在の日本人・外国人計 328,787 人) で割った、人口 1 人当たり区有施設面積は 1.84 m²/人となっています。

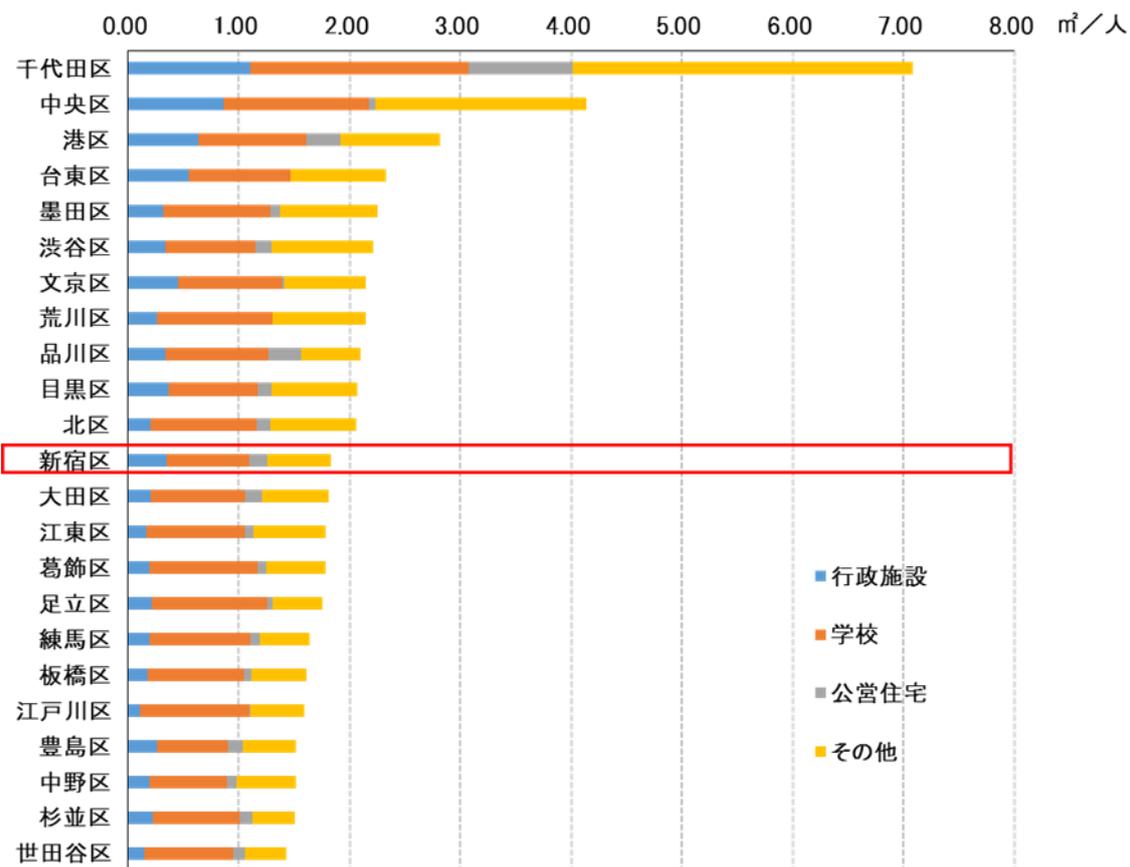
【参考】一都三県の住民一人当たり公共施設延床面積は次のとおりとなっています。

東京都 2.00 m²/人 埼玉県 1.07 m²/人
 千葉県 0.85 m²/人 神奈川県 0.75 m²/人
 (出典：平成 25 年度総務省公共施設状況調)

3 特別区間での比較

人口1人当たり面積を他区と比較するために、総務省公共施設状況調（平成25年、行政財産分）を用いて計算すると、23区中12位となっています。

図表 2-1-3 23区人口一人当たり公共施設延床面積比較

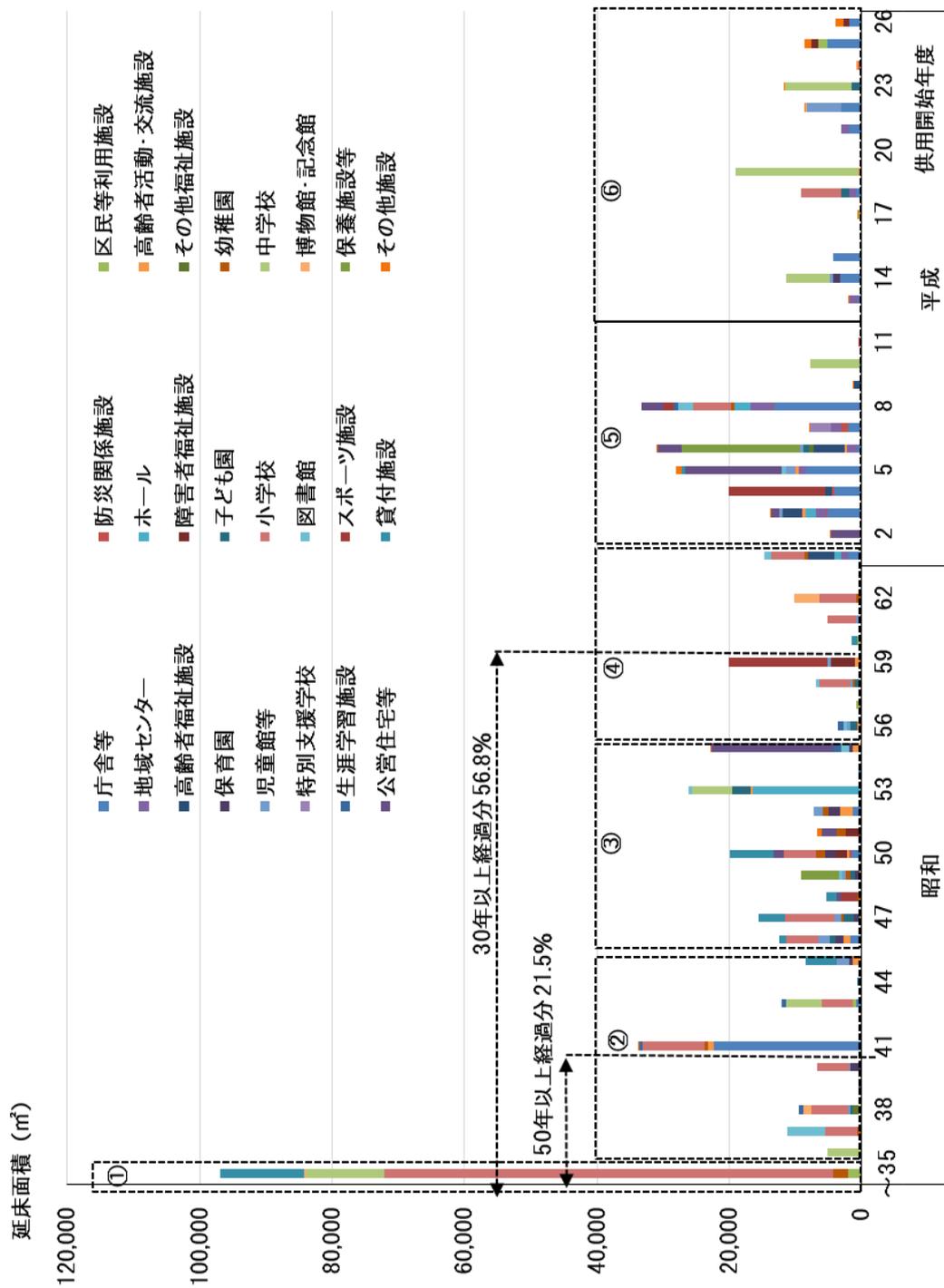


(出典)総務省公共施設状況調(2013年)

4 区有施設整備の経緯

次ページの図は、区有施設の供用開始年度別延床面積推移です。

図表 2-1-4 区有施設の年度別延床面積(供用開始年度ベース)

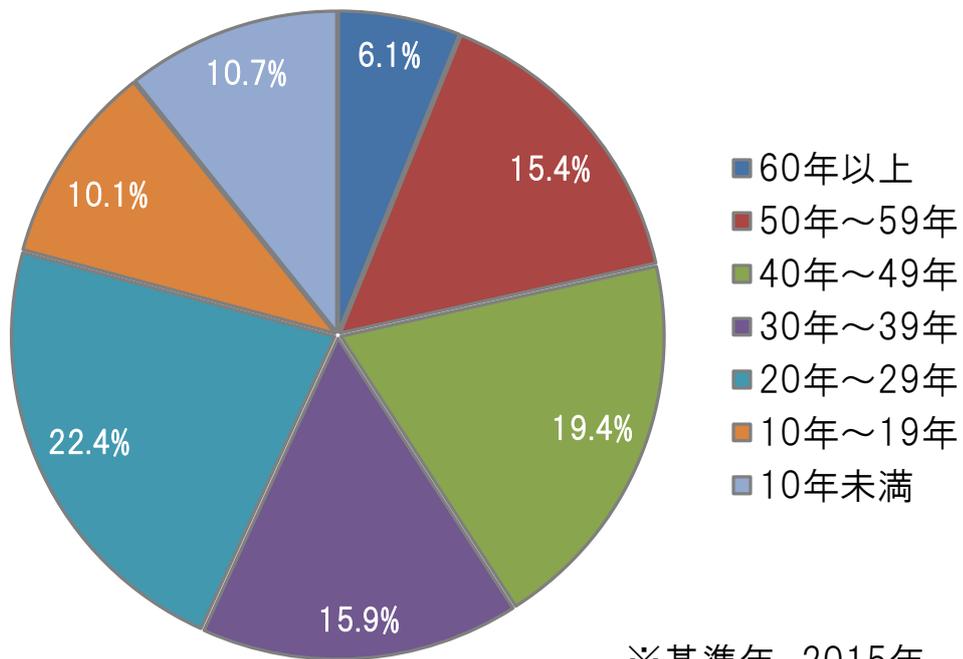


5 老朽化の状況

前述のとおり 30 年以上経過している区有施設の延床面積は、56.8%となっています。

さらに、すでに 50 年以上を経過している区有施設の延床面積は、21.5%です。これらの施設については、耐震補強工事をはじめ、必要な修繕工事等を実施していますが、大規模な改修による長寿命化や建替え（更新）を行うには、相当額の予算が必要なことが想定されます。今後、ますます進行する老朽化にいかに対処するかが大きな問題となっていきます。

図表 2-1-5 供用開始後経過年数別延床面積の割合



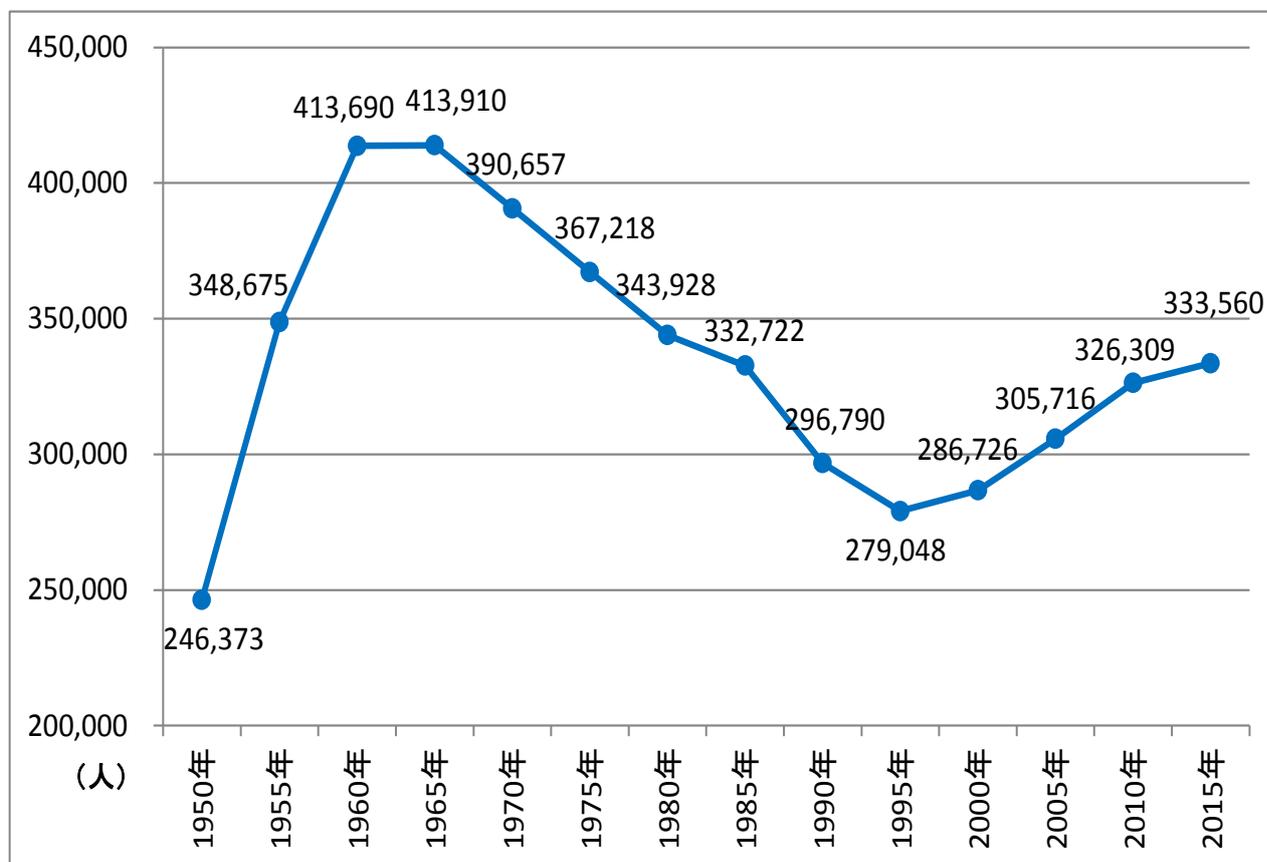
第2節 人口 (施設白書を基に2015年国勢調査等のデータに更新)

1 新宿区の人口動向

(1) 総人口の推移

国勢調査による新宿区の総人口(各年10月1日現在)は、1965年(昭和40年)の41.4万人をピークに減少し、1995年(平成7年)には27.9万人になりました。その後、人口は増加に転じ、2010年(平成22年)は32.6万人、2015年(平成27年)で33.3万人となり、2005年(平成17年、30.6万人)に比べて10年間で約2.7万人増加しています。

図表 2-2-1-1 新宿区の総人口の推移(国勢調査)



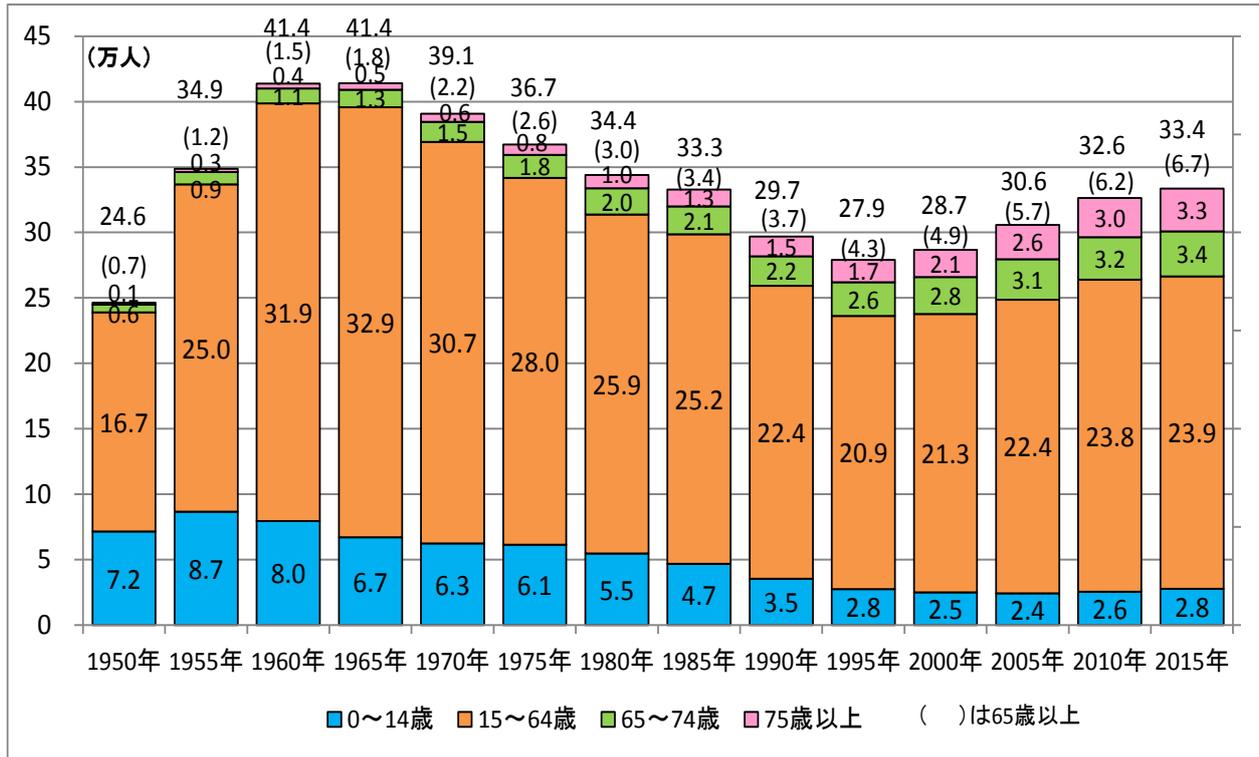
(2) 年齢区分別人口の推移

1950年(昭和25年)~2010年(平成22年)の国勢調査人口について、年齢区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は1955年(昭和30年)から2005年(平成17年)まで減少してきましたが、2010年以降増加に転じています。

生産年齢人口(15~64歳)は1965年(昭和40年)から1995年(平成7年)まで減少し、それ以降は増加しています。

高齢者人口(65歳以上)は1950年以降増加し続けています。

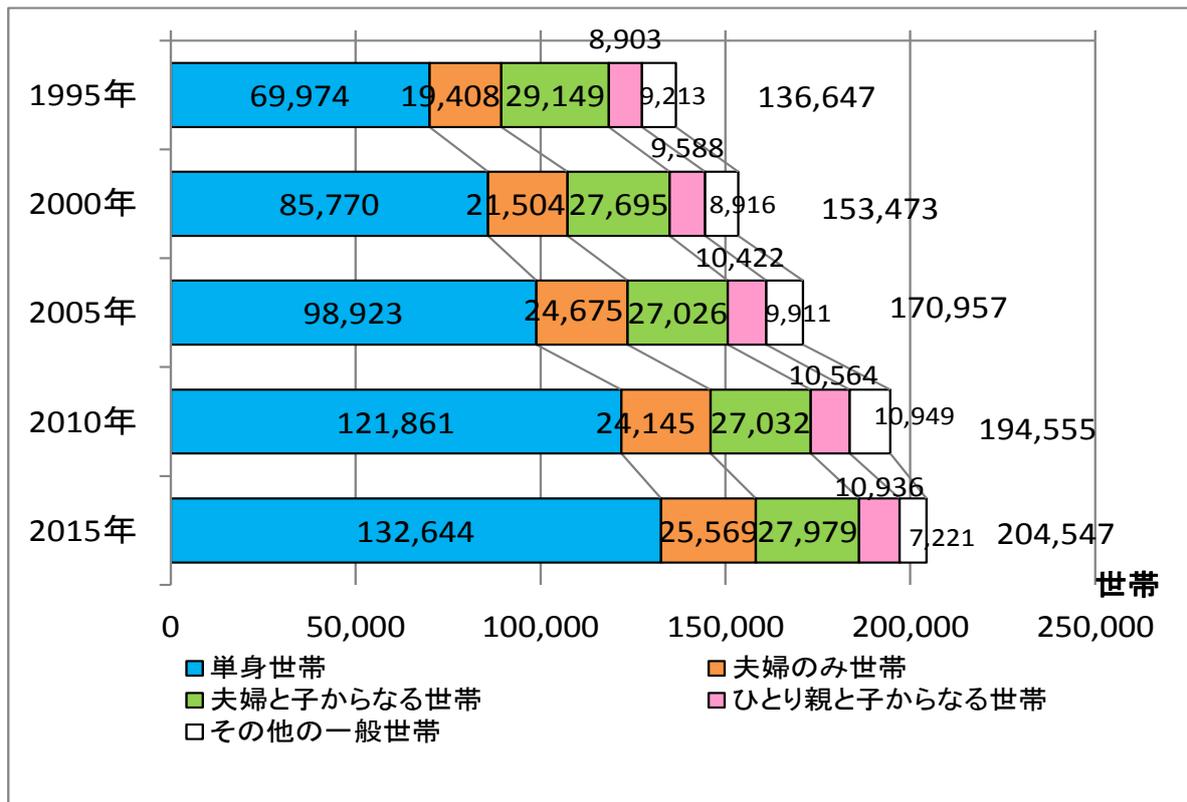
図表 2-2-1-2 年齢4区分別人口の推移（国勢調査）



（3）一般世帯数の推移

国勢調査による新宿区の一般世帯の家族類型別世帯数は、2015年（平成27年）は2010年（平成22年）と比べると、単身世帯が大きく増加しており、2010年の12.2万世帯から2015年の13.3万世帯へと1.1万世帯増加しています。

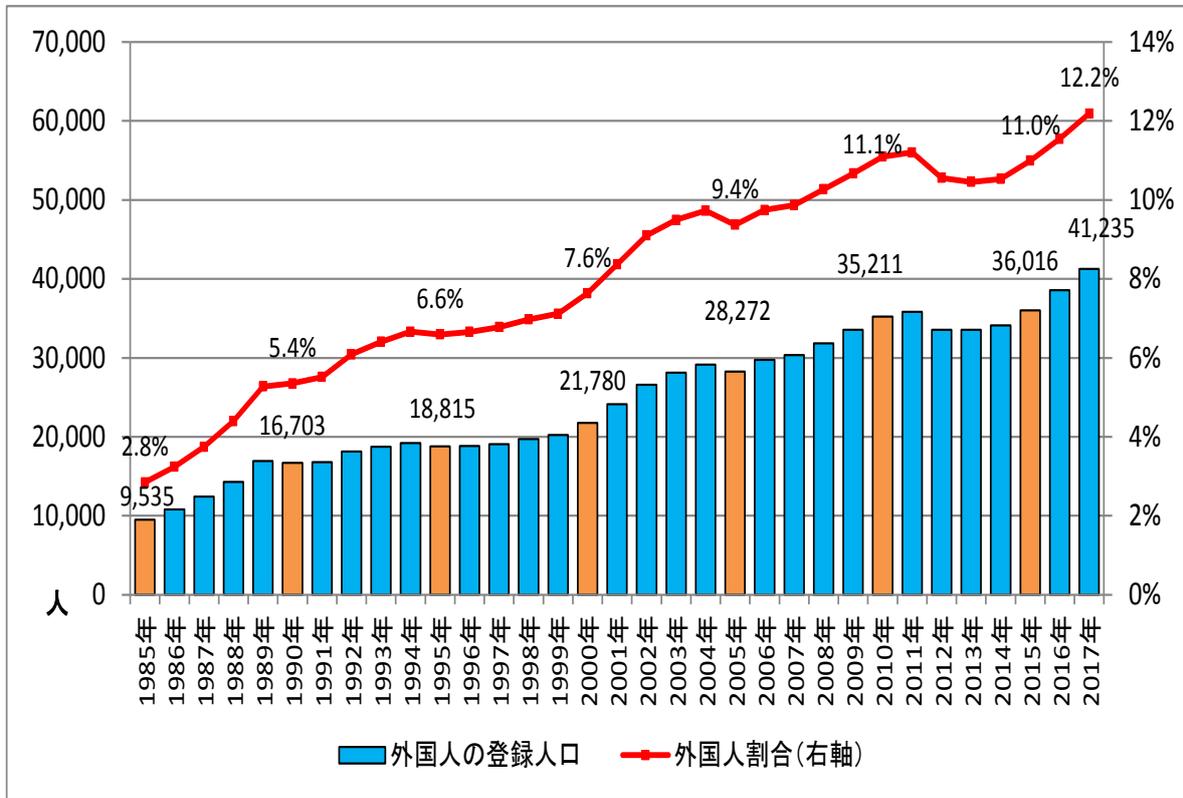
図表 2-2-1-3 家族類型別一般世帯数の推移（国勢調査）



(4) 外国人人口・割合の推移

ここ30年間の外国人人口（各年1月1日現在の登録人口）の推移をみると、1985年（昭和60年）に1万人弱だった外国人人口はおおむね増加傾向にあり、2017年（平成29年）には4.1万人となっています。総人口に占める外国人の割合は、1985年は2.8%でしたが、2017年には12.2%となっています

図表 2-2-1-4 外国人人口・割合の推移（登録人口）



2 将来推計人口

新宿区のシンクタンクである新宿自治創造研究所では、平成24年度に2015年（平成22年）国勢調査に基づく新宿区将来人口推計を行っています（図表 2-2-2-1 新宿区の将来推計人口 中位推計）。

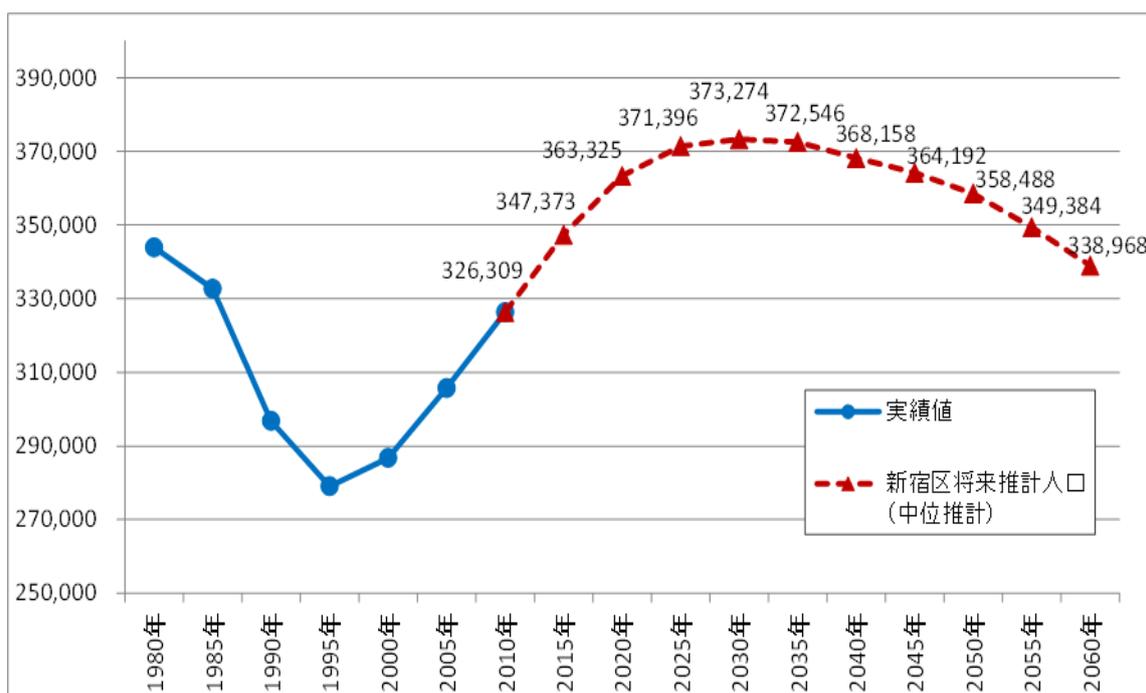
中位推計結果による新宿区の総人口は、当分の間、増加が続く見込みであり、2030年（平成42年）に37.3万人でピークを迎え、その後は減少し、2060年（平成72年）に33.9万人になる見通しです。

年齢区分別人口の推移（図表 2-2-2-2 年齢区分別人口の推移 中位推計）をみると、年少人口（0～14歳）は2010年（2.6万人）から増加し、2020年（平成32年）から2025年（平成37年）に2.9万人でピークを迎え、その後減少し、2035年（平成47年）は2.5万人に、2060年には1.9万人に減少する見通しです。

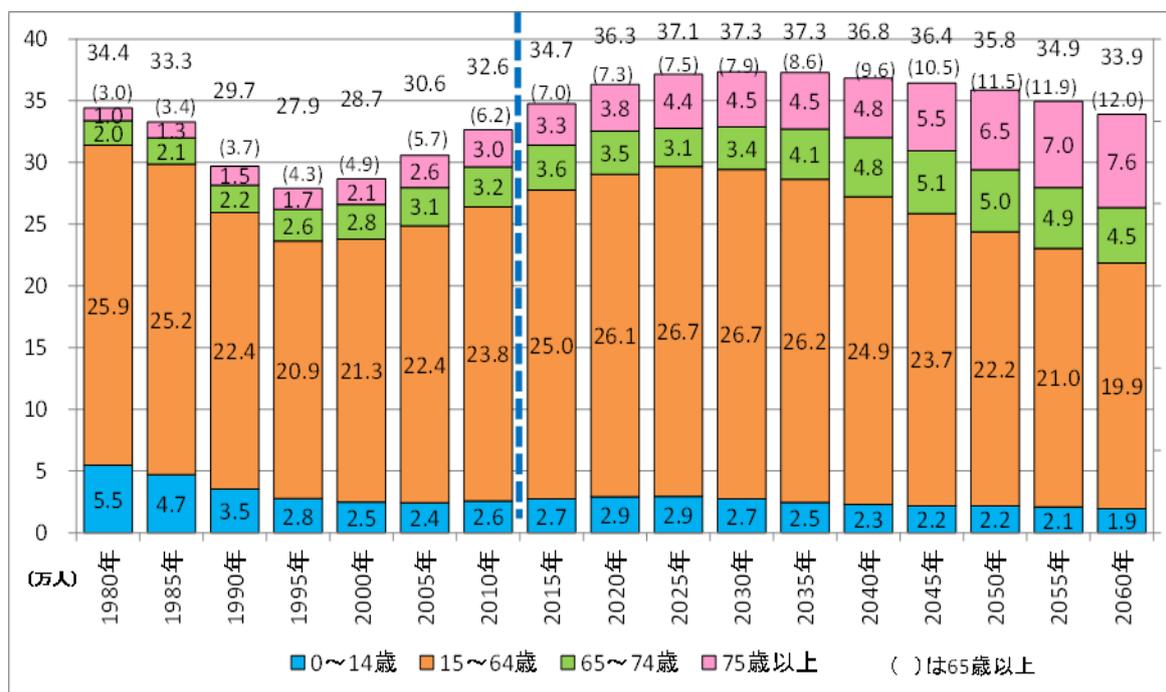
生産年齢人口（15～64歳）は2010年（23.8万人）から増加し、2025年から2030年にかけて26.7万人でピークを迎え、その後減少し、2035年は26.2万人に、2060年には19.9万人に減少する見通しです。

高齢者人口（65歳以上）は2010年（6.2万人）から一貫して増加し、2035年には8.6万人に、2060年には12.0万人になり、2010年の倍近くに増加する見通しです。特に75歳以上の増加が著しくなっています。

図表 2-2-2-1 新宿区の将来推計人口 (中位推計)



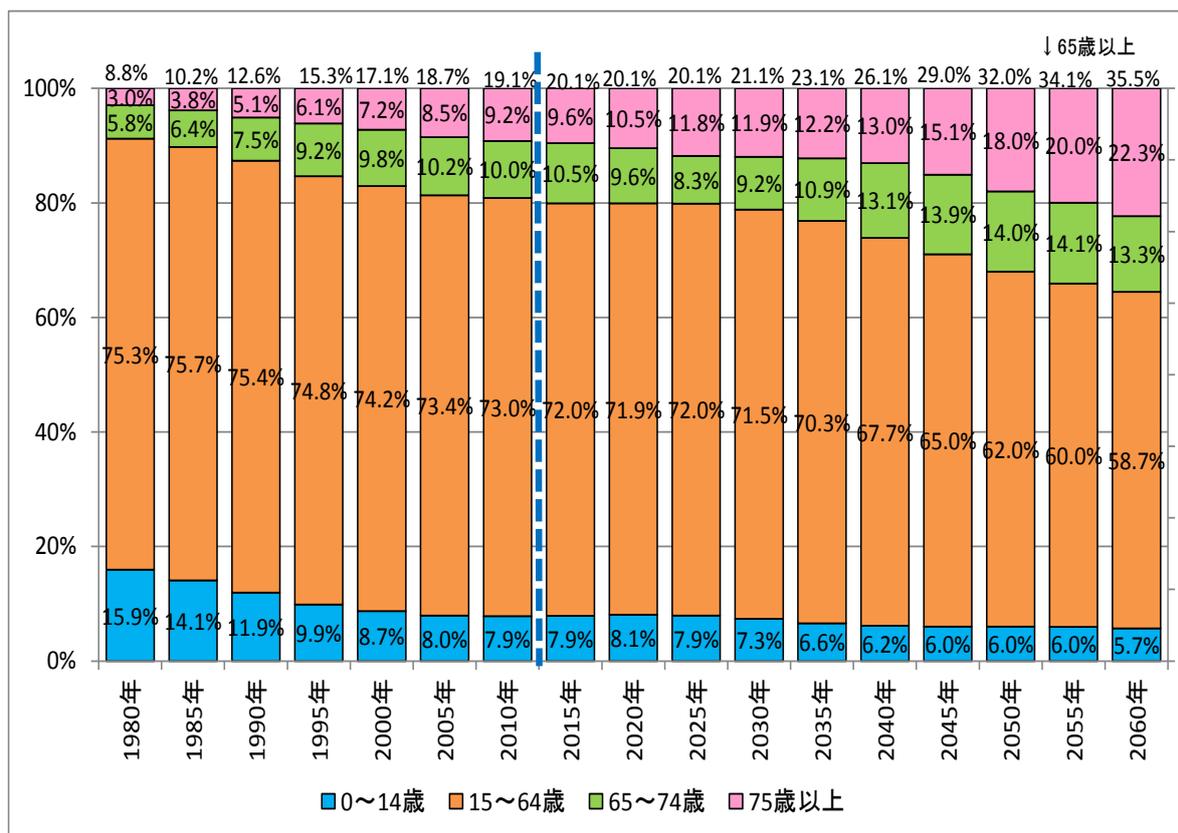
図表 2-2-2-2 年齢区分別人口の推移 (中位推計)



また、年齢区分別人口（割合）の推移（図表 2-2-2-3 年齢区分別人口（割合）の推移 中位推計）を見ると、年少人口（0-14 歳）と生産年齢人口（15-64 歳）の割合が減少し、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加する見込みです。

生産年齢人口（15-64 歳）は 2010 年に 73.0%であったのが 2060 年には 58.7%に減少する見込みであるのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は 2010 年の 19.1%であったのが 2060 年には 35.5%と大きく増加する見込みとなっています。

図表 2-2-2-3 年齢区分別人口（割合）の推移（中位推計）



このように、人口減少・少子高齢化の進展や新宿区の特徴である単身化の進行により、行政サービスや地域社会全般への影響が想定されます。また、公共施設の利用者数や施設需要に変化が生じるため、老朽化した公共施設の更新にあたっては、施設の統廃合や多機能化などにより、将来の更新需要への適切な対応が求められています。

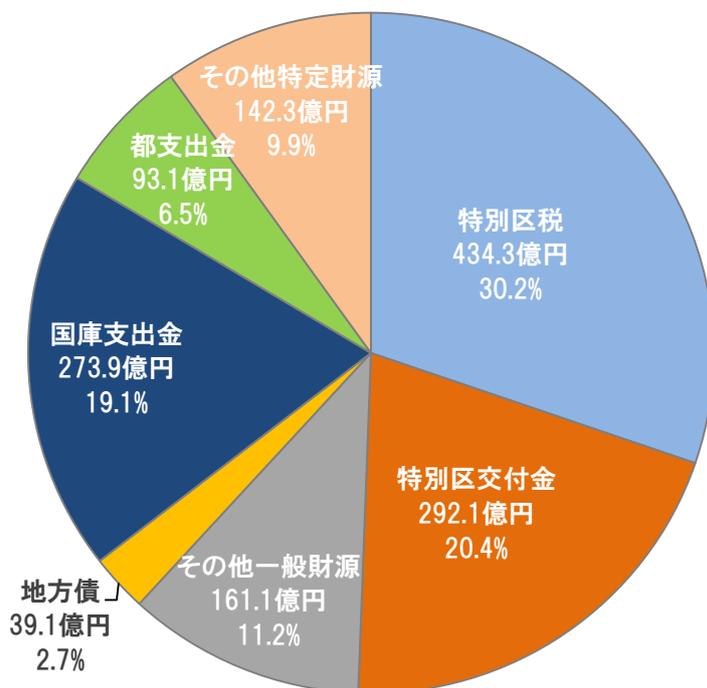
第3節 財政状況

(「新宿区の財政について～新宿区財政白書～」(平成28年10月)より)

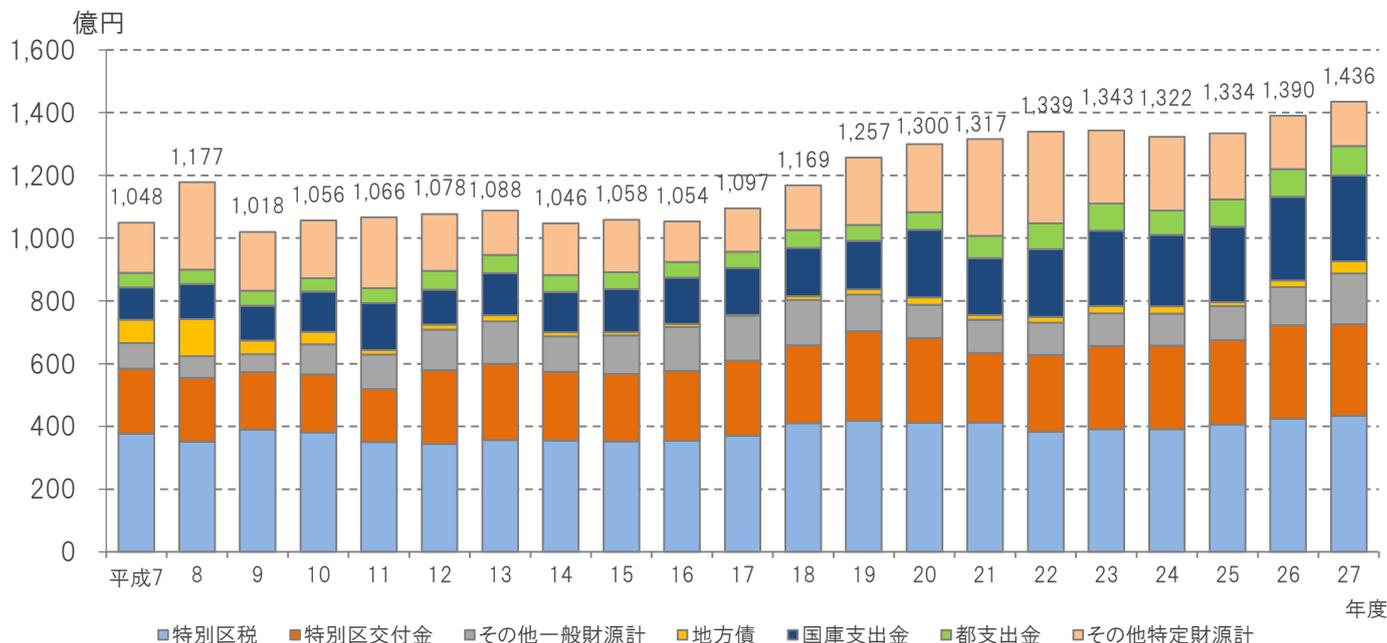
1 歳入

新宿区の歳入は平成27年度決算で1,436億円となっており、内訳としては、特別区税が30.2%、特別区交付金が20.3%などとなっています。また、歳入の推移を見ると、平成9年度以降はおおむね増加傾向が続いています。

図表 2-3-1-1 歳入の内訳 (平成27年度決算)



図表 2-3-1-2 歳入の推移

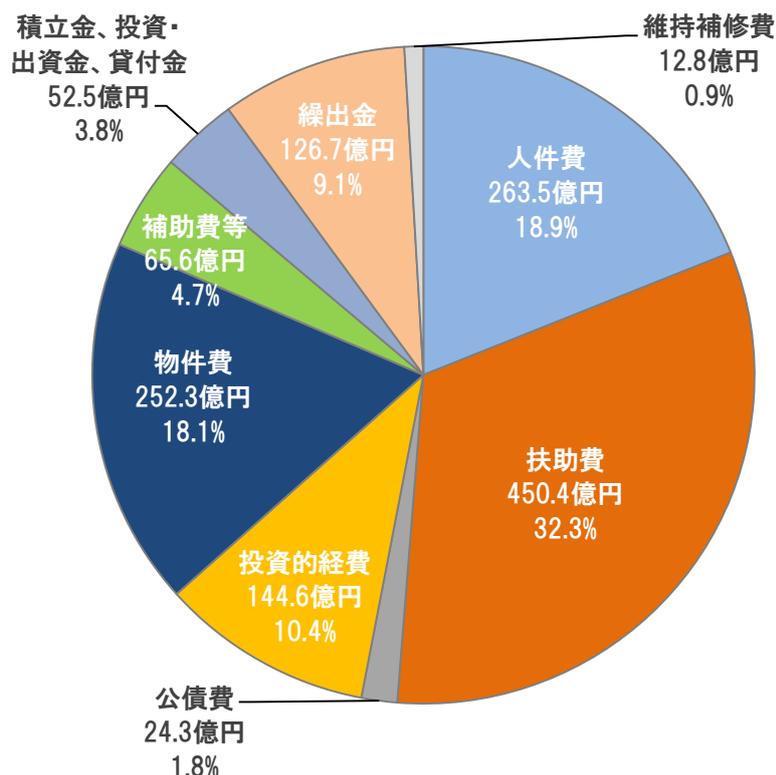


2 歳出

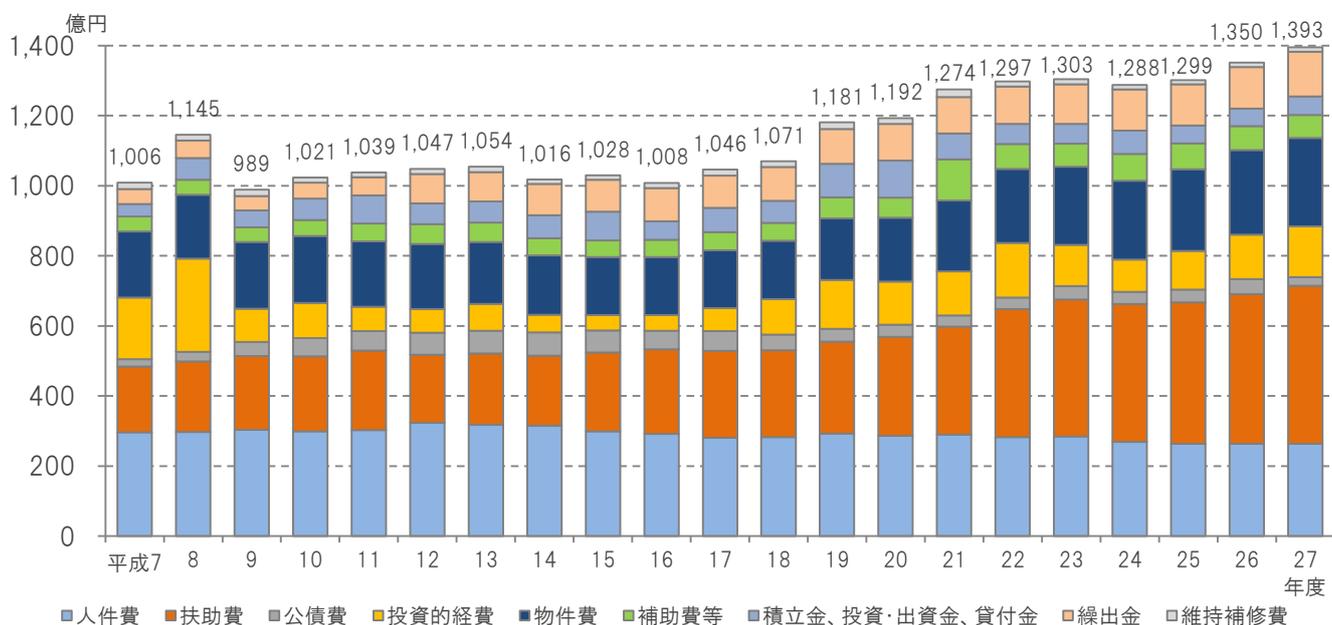
(1) 歳出の内訳と推移

新宿区の歳出は、平成 27 年度決算で 1,393 億円となっています。内訳をみると、義務的経費*である人件費、扶助費、公債費の合計が 53.0%と半分以上を占めています。また、歳出の推移を見ると、平成 16 年度以降はおおむね増加傾向が続いており、特に近年は扶助費の伸びが顕著になっています。

図表 2-3-2-1 歳出の内訳（平成 27 年度決算）



図表 2-3-2-2 歳出の推移



(2) 性質別経費の推移

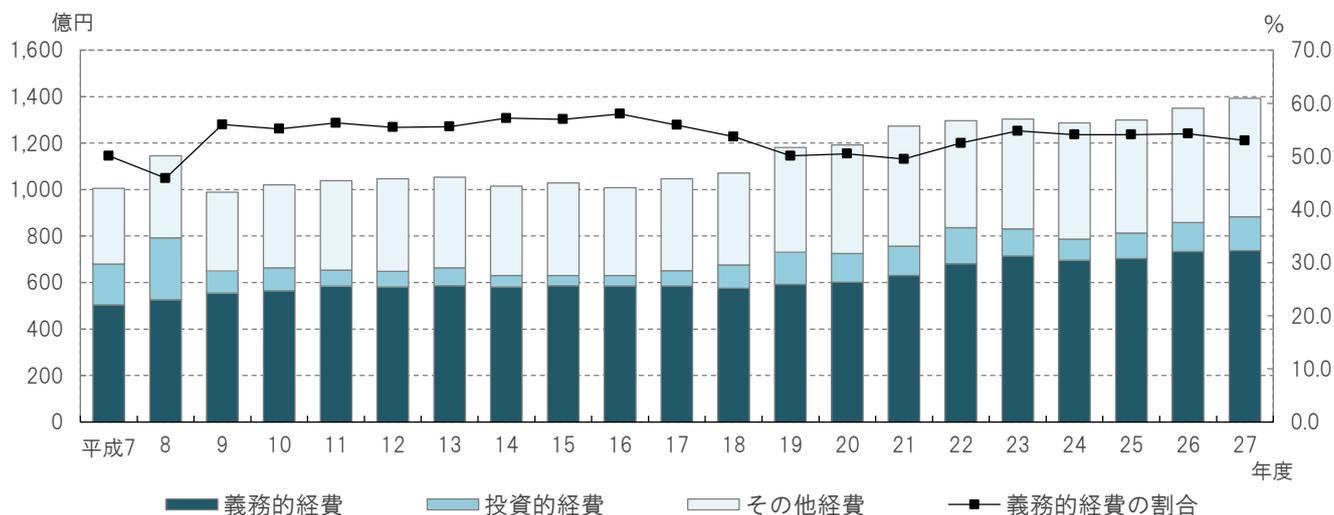
性質別経費の推移を見ると、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費*が増加傾向となっています。歳出に占める割合では平成21年度に50%を下回りましたが、平成22年度以降は50%を超えています。

一方、投資的経費*は、平成元年度以降、特別出張所・地域センター等の大規模施設の建設が続きましたが平成9年度以降は大規模施設の建設も終了し、必要最小限の整備に努め、100億円以下で推移していました。平成18年度以降は、まちづくり事業の進捗等により一部の年度を除き100億円を上回る金額で推移しています。

図表 2-3-2-3 性質別経費の推移

年度	義務的経費 (億円)	投資的経費 (億円)	その他経費 (億円)	歳出合計 (億円)	歳出に占める 義務的経費の 割合(%)	歳出に占める 投資的経費の 割合(%)
平成7	504	176	326	1,006	50.1	17.5
平成8	526	266	353	1,145	45.9	23.2
平成9	554	95	340	989	56.0	9.6
平成10	564	99	358	1,021	55.2	9.7
平成11	585	69	385	1,039	56.3	6.6
平成12	581	67	399	1,047	55.5	6.4
平成13	586	77	391	1,054	55.6	7.3
平成14	581	49	385	1,016	57.2	4.8
平成15	586	44	399	1,028	57.0	4.3
平成16	585	45	378	1,008	58.0	4.5
平成17	585	66	395	1,046	55.9	6.3
平成18	575	101	395	1,071	53.7	9.4
平成19	592	139	450	1,181	50.1	11.8
平成20	602	123	467	1,192	50.5	10.3
平成21	630	126	518	1,274	49.5	9.9
平成22	681	156	460	1,297	52.5	12.0
平成23	714	117	472	1,303	54.8	9.0
平成24	696	91	500	1,288	54.1	7.1
平成25	703	110	486	1,299	54.1	8.4
平成26	733	126	491	1,350	54.3	9.3
平成27	738	145	510	1,393	53.0	10.4

図表 2-3-2-4 性質別経費の推移



【性質別経費について】

「義務的経費」とは、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び特別区債の元利償還等の公債費*が含まれます。「投資的経費」とは、道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など社会資本の整備に要する経費です。「その他経費」は、これら以外のもので、物件費（物品購入費、賃借料、委託料等）・維持補修費・補助費等・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金が含まれます。

歳出総額に占める義務的経費の割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、区が自主的な事業を行うことが難しくなります。
（「新宿区財政白書」より引用）

（3）職員数と人件費の推移

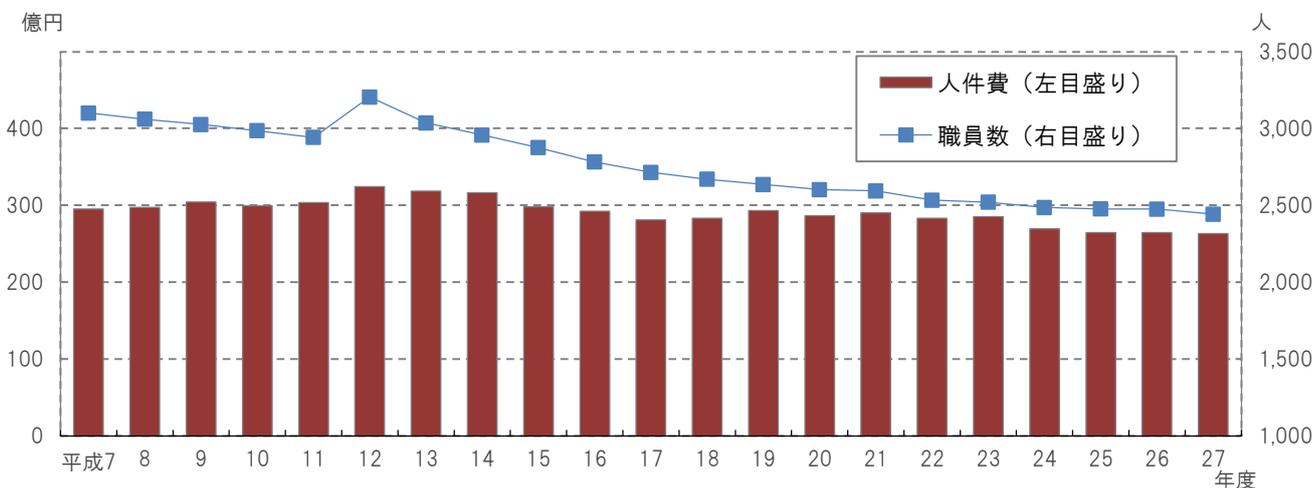
区は、平成7年の「財政非常事態宣言」以降、定員適正化に継続して取り組んでいます。このため、都区制度改革により清掃事業が東京都から区に移管された平成12年度を除いて職員数の削減を実現しており、これにより人件費の抑制を図っています。

図表 2-3-2-5 職員数と人件費の推移

年度	人件費 (億円)	職員数 (人)
平成7	295	3,103
平成8	297	3,062
平成9	304	3,028
平成10	299	2,987
平成11	303	2,944
平成12	324	3,207
平成13	318	3,038
平成14	316	2,959
平成15	298	2,877
平成16	292	2,784
平成17	281	2,716

年度	人件費 (億円)	職員数 (人)
平成18	283	2,671
平成19	293	2,637
平成20	286	2,604
平成21	290	2,595
平成22	283	2,535
平成23	285	2,522
平成24	269	2,487
平成25	264	2,478
平成26	264	2,477
平成27	263	2,444

図表 2-3-2-6 職員数と人件費の推移

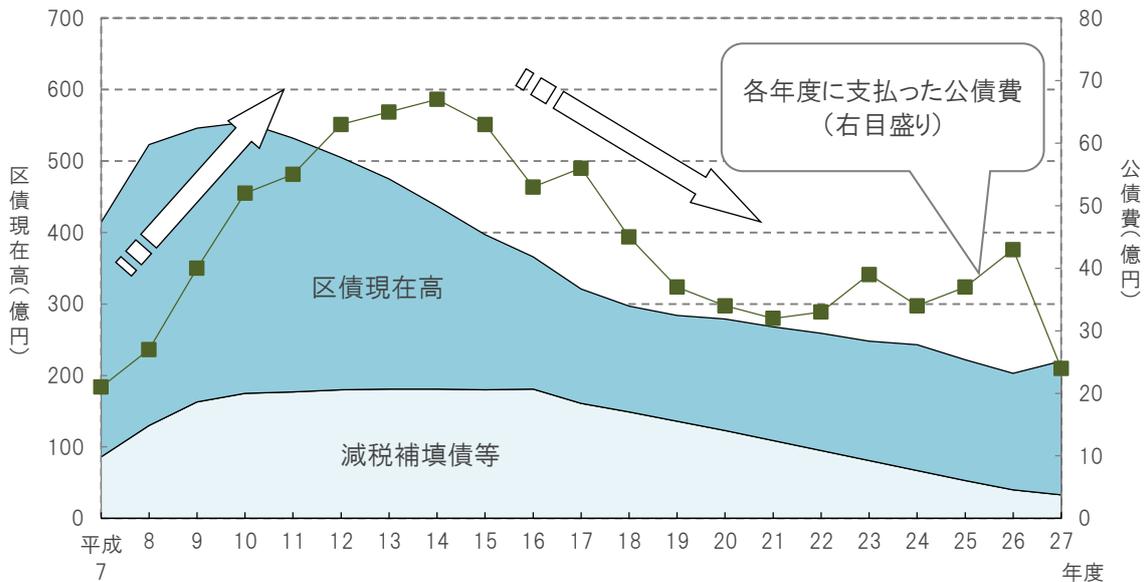


(4) 公債費と区債現在高の推移

公債費*とは、学校の建設や道路の整備等の社会資本整備に充てるために借り入れた区債（借入金）を返済する費用のことです。こうした区債のほか、平成6年度からの度重なる減税の影響による減収への対応として、平成16年度までの間、これを補うために減税補填債等を発行することで、財源の確保に努めてきました。

区債現在高は平成10年度に554億円にまで達したあと、平成26年度の203億円まで減少を続けてきましたが、平成27年度は区営住宅や子ども園建物買収、都市計画道路の整備などにより、対前年度比で17億円増の220億円となり、17年ぶりに増に転じています。

図表 2-3-2-7 公債費と区債現在高の推移



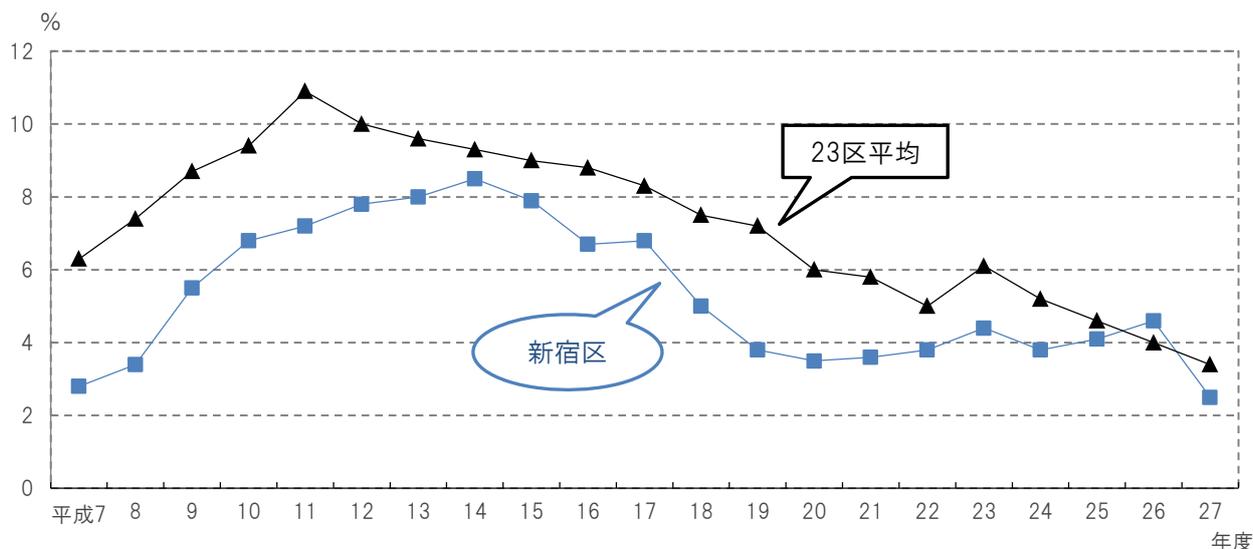
下図に示す公債費負担比率*は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）の一般財源*総額に対する割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

新宿区は、23区平均と比較して低い水準で推移していますが、平成26年度決算では、区債の満期一括償還等により、0.6ポイント上回っています。平成27年度は、区債の満期一括償還がなかったことなどから、平成7年度以降で最も低い2.5%となりました。

図表 2-3-2-8 公債費負担比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成7	2.8	6.3
平成8	3.4	7.4
平成9	5.5	8.7
平成10	6.8	9.4
平成11	7.2	10.9
平成12	7.8	10.0
平成13	8.0	9.6
平成14	8.5	9.3
平成15	7.9	9.0
平成16	6.7	8.8
平成17	6.8	8.3
平成18	5.0	7.5
平成19	3.8	7.2
平成20	3.5	6.0
平成21	3.6	5.8
平成22	3.8	5.0
平成23	4.4	6.1
平成24	3.8	5.2
平成25	4.1	4.6
平成26	4.6	4.0
平成27	2.5	3.4

図表 2-3-2-9 公債費負担比率の推移



3 基金残高の推移

区は、年度間の財源調整を図るための財政調整基金*や特定の事業に充てるための特定目的基金など、平成27年度末現在で17の基金*を設置しています。

基金の残高は、平成7年度末の380億円から、取り崩しにより、平成12年度末で平成7年度末の約61%にまで減少し、財源調整として使える財政調整基金はわずか63億円となりました。その後、区財政は行財政改革等の効果により一定の改善が見られる状況になったことから、財政調整基金は平成12年度から20年度まで9年連続で取崩しを行わず、積極的に積立てを行ったことにより基金全体の残高は608億円にまで達しました。

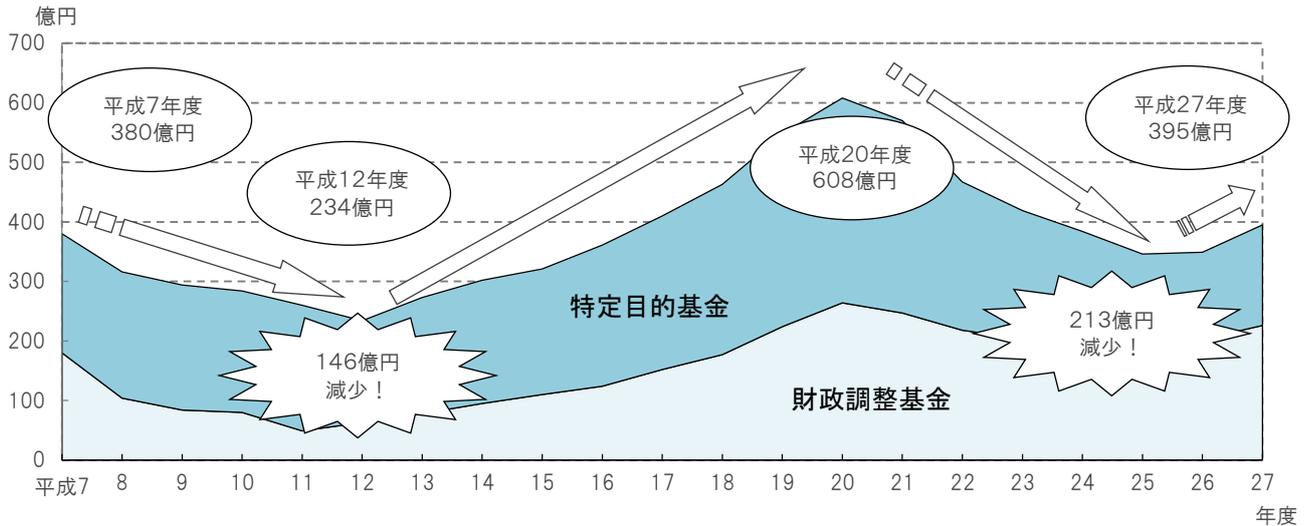
しかし、平成21年度以降は、一般財源*の減収等により財政調整基金の取崩しを行い、基金全体の残高は平成25年度末で、平成20年度末の約57%にまで減少しました。平成27年度は、一般財源の増収により財政調整基金を取崩すことなく、23億円を積立て、残高は226億円となり、基金全体の残高は前年度より46億円の増となりました。

図表 2-3-3-1 基金残高の推移 (億円)

年度	財政調整基金	特定目的基金	基金残高
平成7	180	200	380
平成8	104	212	316
平成9	84	210	294
平成10	80	204	284
平成11	49	211	260
平成12	63	171	234
平成13	78	195	273
平成14	95	207	302
平成15	110	211	321
平成16	124	237	361
平成17	152	258	410

年度	財政調整基金	特定目的基金	基金残高
平成18	177	286	463
平成19	224	324	548
平成20	264	344	608
平成21	247	323	570
平成22	218	249	467
平成23	204	215	419
平成24	193	191	384
平成25	194	152	346
平成26	203	146	349
平成27	226	169	395

図表 2-3-3-2 基金残高の推移



4 経常収支比率の推移

経常収支比率*は、区税などの経常的な収入で用途が限定されずに使える一般財源*のうち、経常経費（人件費・扶助費・公債費・物件費など毎年決まって必要となる経費）に充当した割合を示すもので、高いほど財政構造が硬直化し、低いほど財政構造に弾力性があることを示します。

新宿区は81.7%（平成27年度）と、一般的な適正水準と言われる70～80%を超えているほか、23区平均よりも高い数値となっています。

図表 2-3-4-1 経常収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成7	87.7	85.3
平成8	93.9	89.0
平成9	96.8	88.8
平成10	92.9	88.1
平成11	97.0	92.1
平成12	89.4	86.2
平成13	81.5	82.0
平成14	85.4	85.2
平成15	82.9	83.1
平成16	81.3	82.0
平成17	79.4	77.1

年度	新宿区	23区平均
平成18	74.4	73.0
平成19	76.8	75.3
平成20	79.1	76.1
平成21	85.8	82.1
平成22	87.8	85.7
平成23	88.1	86.4
平成24	88.9	85.8
平成25	86.5	82.8
平成26	83.9	80.7
平成27	81.7	77.8

図表 2-3-4-2 経常収支比率の推移 (グラフ)



5 実質収支比率の推移

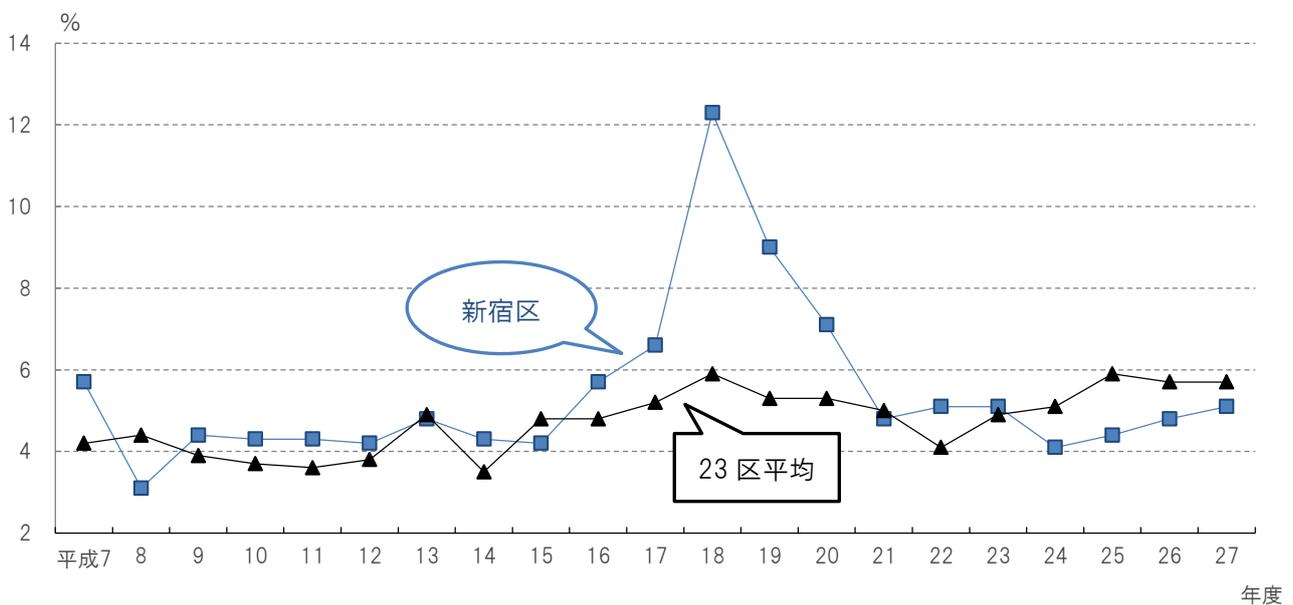
実質収支比率*は、その年度の財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源*の規模）に対する比率で表したものであり、区を運営していくために必要なお金に対して、収支がどの程度の割合になっているかを表すものです。

図表 2-3-5-1 実質収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成7	5.7	4.2
平成8	3.1	4.4
平成9	4.4	3.9
平成10	4.3	3.7
平成11	4.3	3.6
平成12	4.2	3.8
平成13	4.8	4.9
平成14	4.3	3.5
平成15	4.2	4.8
平成16	5.7	4.8
平成17	6.6	5.2

年度	新宿区	23区平均
平成18	12.3	5.9
平成19	9.0	5.3
平成20	7.1	5.3
平成21	4.8	5.0
平成22	5.1	4.1
平成23	5.1	4.9
平成24	4.1	5.1
平成25	4.4	5.9
平成26	4.8	5.7
平成27	5.1	5.7

図表 2-3-5-2 実質収支比率の推移 (グラフ)



※本書における財政状況については、以下のとおりとします。

- ・金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比があわないことがあります。
- ・原則として、普通会計（地方財政状況調査）の平成7年度から平成27年度までの決算数値を使用しています。

第4節 施設白書の7つの論点と区有施設の状況 (施設白書より再掲)

1 区有施設のあり方の検討に向けた論点

施設白書第2章では、区有施設全体の類型別内訳や年度別整備状況等を概観したうえで、区有施設の現況を把握するため、施設類型別に施設概要、老朽化度、施設配置状況、利用状況・運営状況、コスト状況を確認し、コスト比較分析を行いました。また、10地域ごとに、個別施設の配置状況を確認しました。こうした現状分析を通して、今まで、断片的にしかとらえられてこなかった区有施設の全体像が明らかになりました。

また、施設白書第3章では、土木インフラ（道路、橋りょう、公園）に関する現況を把握するとともに、他区との比較により相対的な位置を示しました。

本節では、区有施設の実態を踏まえた施設のあり方の検討に向けて、区有施設に関する論点を整理します。

◆区有施設のあり方の検討に向けた論点

(東洋大学PPP研究センター公共施設等総合管理計画標準モデル^(※)に基づく論点)

〔論点1〕住民が利用できる民間施設の状況

公共施設と同種の施設サービスを民間が提供している場合、住民は民間施設を利用することによっても同様のサービスを受けることができます。サービスの利用に係る負担を軽減するため、費用を補助する方法もあります。

〔論点2〕区内や近隣区における国・都の施設の状況

区有施設と同種の施設サービスを国や都が提供している場合、住民は国や都の施設を利用することによっても同様のサービスを受けることができます。

〔論点3〕公共施設の複合化の状況

公共施設を設置する場合、玄関、通路、階段、トイレ、駐輪場等を整備する必要があります。複合施設の場合はそれらを共用できるため、単独の施設として設置する場合に比べて少ない負担でサービスを提供することが可能になります。

〔論点4〕需要規模との比較

需要に対して施設が大きい場合、将来的に規模の縮小や統廃合の検討が必要になります。特に、人口減少が想定される中では、現在の需要にあわせて施設を維持し続けることは、将来世代の過大な負担につながります。

〔論点5〕類似機能を持つ施設の状況

公共施設には類似した機能を持つ施設もあります。例として、貸室（コミュニティ活動やサークル活動などの場として利用できる施設）は、さまざまな施設に設置されています。このように類似した機能を有する施設を集約することによって、サービスのレベルを落とさずに負担を軽減することができます。

〔論点6〕跡地等の活用状況

施設の統廃合等によって生じる跡地や跡施設を、民間に売却・賃貸し、収入を得ることで、残すべき施設の維持管理や更新に係る財源を確保することができます。

〔論点7〕PPP（Public/Private Partnership：公民連携）*の導入状況

公共施設の維持管理や運営の業務委託や指定管理者制度*、また、公共施設の建設や運営に民間の資金調達やノウハウを活かすPFI*などさまざまな方法があります。

※東洋大学 PPP 研究センターでは、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、一般的に取りうる方法として、統廃合、ソフト化（民間活用）、広域化、多機能化などを体系的に整理して「標準モデル」として公表している。

2 論点に対する区有施設の状況

前項に示した7つの論点について、区有施設の状況を確認します。

（1）住民が利用できる民間施設の状況〔論点1〕

はじめに、「論点1：住民が利用できる民間施設の状況」についてです。

公共施設と同種の施設サービスを民間が提供している事例について、ここではスポーツ施設を例として新宿区内の状況を整理します。

総務省統計局の「平成24年経済センサスー活動調査報告」の「産業小分類別事業所数」によると、区内の「スポーツ施設提供業」の事業所数はフィットネスクラブなど40所となっています。公共施設のあり方の検討にあたっては、こうした民間施設の状況も踏まえて検討する必要があります。

（2）近隣区の施設や国・都の施設の状況〔論点2〕

次に、「論点2：近隣区の施設や国・都の施設の状況」についてです。

まず、新宿区及び近隣区における区の施設の状況について、公会堂・市民会館（区民ホールなど）、図書館及び体育館の施設数を例として下表に示します。

図表 2-4-2-1 新宿区及び近隣区における文化・スポーツ関係施設数（単位：か所）

	公会堂・市民会館	図書館	体育館
新宿区	4	10	2
千代田区	1	5	1
港区	5	6	3
文京区	1	11	3
渋谷区	2	10	3
中野区	3	8	2
豊島区	3	7	4

いずれの施設についても、近隣区に一定数の施設が整備されていることが分かります。

また、これらと同様の機能を持つ施設について、国・都の施設を挙げると、公会堂では新国立劇場（渋谷区）や都の東京芸術劇場（豊島区）、図書館では国立国会図書館（千代田区）や都立中央図書館（港区）、体育館では都立の東京体育館（渋谷区）など、近隣区に利用可能な施設が存在しています。

これらの施設との相互利用の可能性について検討していくことも必要です。

(3) 複合化の状況〔論点3〕

次に、「論点第3：公共施設の複合化の状況」について、区有施設のうち複合化されている施設をとりあげます。

新宿区では、区有施設として利用できる土地が限られていることから、積極的に複合化による施設の整備を進めてきました。

代表的な複合施設が、特別出張所及び地域センター等の施設です。10 地域すべてに整備されており、併設施設としてはホール、図書館、保健センター、地域交流館、子ども園、児童館等となっています。

図表 2-4-2-2 特別出張所を核とする複合施設

施設 類型	四谷地域	笹笹地域	榎地域	若松地域	大久保地 域	戸塚地域	落合第一 地域	落合第二 地域	柏木地域	角筈・区 役所地域
庁舎等 (特別出 張所)	四谷特別 出張所	笹笹町特 別出張所	榎町特別 出張所	若松町特 別出張所	大久保特 別出張所	戸塚特別 出張所	落合第一 特別出張 所	落合第二 特別出張 所	柏木特別 出張所	角筈特別 出張所
地域セ ンター	四谷地域 センター	牛込笹笹 地域セン ター	榎町地域 センター	若松地域 センター	大久保地 域センタ ー	戸塚地域 センター	落合第一 地域セン ター	落合第二 地域セン ター	柏木地域 センター	角筈地域 センター
ホール	四谷区民 ホール	牛込笹笹 区民ホー ル	—	—	—	—	—	—	—	角筈区民 ホール
その他	四谷図書 館	—	—	—	大久保図 書館	—	落合保健 センター	—	北新宿地 域交流 館、柏木 子ども園、 北新宿第 一児童館	角筈図書 館

表は、他の分類を含めて施設種類別の複合化状況を示したものです。

複合化率（複合施設数÷施設数×100）を算出したところ、285 施設中 175 施設が複合施設であり、複合化率は 61.4%となっています。

類型別に見ると、庁舎等、区民等利用施設、地域センター、ホール、保育園、子ども園、幼稚園、児童館等及び小学校の複合化率が高くなっています。

小学校は、幼稚園や子ども園との複合化が多く、幼稚園はほぼすべてが小学校に併設となっています。なお、小・中学校を地域の拠点施設としてさまざまな機能を集約する事例もありますが、新宿区では特別出張所と地域センターを地域コミュニティの核として位置付けていることもあり、子育て支援施設以外の施設を小学校に併設している例は少なくなっています。また、中学校は、1 校を除いて単独施設となっています。

図表 2-4-2-3 施設類型別の複合化状況

施設類型(中分類)	施設数計(a)	単独施設数	複合施設数(b)	複合化率(b)/(a)	備考
1 庁舎等	27	8	19	70.4%	特別出張所はすべて複合施設
2 防災関係施設	20	14	6	30.0%	
3 区民等利用施設	8	2	6	75.0%	
4 地域センター	10	0	10	100.0%	特別出張所に併設
5 ホール	4	1	3	75.0%	文化センター以外は特別出張所に併設
6 高齢者活動・交流施設	22	8	14	63.6%	
7 高齢者福祉施設	9	4	5	55.6%	
8 障害者福祉施設	6	2	4	66.7%	
9 その他福祉施設	3	1	2	66.7%	
10 保育園	12	3	9	75.0%	
11 子ども園	10	1	9	90.0%	
12 幼稚園	20	0	20	100.0%	原則として小学校に併設
13 児童館等	20	1	19	95.0%	
14 小学校	29	2	27	93.1%	幼稚園、子ども園、児童館と複合化
15 中学校	10	9	1	10.0%	
16 特別支援学校	1	1	0	0.0%	
17 図書館	9	3	6	66.7%	
18 博物館・記念館	5	5	0	0.0%	
19 生涯学習施設	6	2	4	66.7%	
20 スポーツ施設	4	2	2	50.0%	
21 保養施設等	3	3	0	0.0%	
22 公営住宅等	17	14	3	17.6%	
23 貸付施設	11	9	2	18.1%	
24 その他の施設	19	15	4	21.1%	
合計	285	110	175	61.4%	

(4) 需要規模との関係(施設稼働率)【論点4】

施設白書では、各施設の利用状況の現況を把握するための指標として、施設の稼働率のほか、新宿文化センター、生涯学習館及び保養施設において「定員稼働率」を参考指標として示しました。

【算出例】

- 稼働率＝1年間の利用件数÷1年間の利用可能コマ数
- 定員稼働率＝1年間の利用者数÷(座席数または定員×1年間の利用可能コマ数)

稼働率で見ると、例えば定員50人の部屋を50人で使った場合も、5人で使った場合も同じように1件とカウントします。

一方、定員稼働率で見ると、定員50人の部屋を50人で使った場合は100%、5人で使った場合は10%となります。

このため、稼働率と定員稼働率の割合が大きく乖離している場合は、部屋の規模(定員)がニーズ(1件当たり利用者数)に合っていない可能性があります。

下表に示すように、稼働率はいずれも7割～9割となっていますが、定員稼働率は2割～4割となっています。このことから、施設の定員に比べて、少人数での利用が多いという可能性があります。

この要因としては、施設の利用団体が少人数化していることなどが考えられますが、将来的にどの施設をどのように維持するかを考える中で、今後の需要の変化を把握し、織り込む必要があります。

図表 2-4-2-4 稼働率と定員稼働率の比較

施設類型(中分類)	施設名称	稼働率	定員稼働率
5 ホール	新宿文化センター	77.5%	49.4%
19 生涯学習施設	赤城生涯学習館	96.3%	30.5%
	戸山生涯学習館	88.5%	26.6%
	住吉町生涯学習館	88.8%	24.8%
	北新宿生涯学習館	83.6%	26.3%
	西戸山生涯学習館	87.6%	27.5%
21 保養施設等	中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)	79.9%	44.1%
	区民健康村(グリーンヒルハケ岳)	73.7%	47.8%
	女神湖高原学園	21.3%	21.5%

※女神湖高原学園の稼働率は一般利用者の客室稼働率を記載しています(学校利用分は含んでいません)。

(5) 類似機能を有する施設の有無【論点5】

次に、「論点第5：類似機能を持つ施設の有無」についてです。

区では、区民のコミュニティ活動やサークル活動などの場として、集会室や会議室、多目的ホール、和室、調理室、音楽室など、各施設にさまざまな用途の部屋を配置しています(施設により、利用要件や利用料金の有無は異なります)。

このように区民の活動の場として利用できる機能を持つ施設は、下表のとおりです。

図表 2-4-2-5 区民の活動の場として利用できる施設の一例

施設類型(中分類)	施設名称	活動の場として利用できるスペースの一例
1 庁舎等	四谷保健センター	集会室、多目的室
	産業会館	多目的ホール、商談室、和室、研修室
3 区民等利用施設	新宿 NPO 協働推進センター	会議室、多目的室、多目的グランド
	しんじゅく多文化共生プラザ	多目的スペース
	男女共同参画推進センター	会議室
	環境学習情報センター	研修室、展示室
	新宿リサイクル活動センター	会議室
	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室
4 地域センター	地域センター	多目的ホール、集会室、和室、調理室、工芸美術室、音楽室など
5 ホール	新宿文化センター	大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室
	区民ホール	ホール
6 高齢者活動・交流施設	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家清風園	大広間、和室、活動室、集会室、調理室、音楽室、談話室など
19 生涯学習施設	生涯学習館	レクリエーションホール、教養室、学習室、視聴覚室、和室、講習室、多目的室、美術工芸室など
	区民ギャラリー	展示ホール
23 貸付施設	旧四谷第四小学校(四谷ひろば)	講堂、コミュニティルーム、多目的ルーム
	旧淀橋第三小学校(芸能花伝舎)	稽古用スペース、会議・セミナー用スペース

（６）跡地等の利用状況〔論点６〕

次に、「論点第６：跡地等の利用状況」についてです。

ここでは、行政施設として使用しなくなった土地、建物を民間に貸付、売却することによる収入の確保について確認します。

区では、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針（平成 12 年 7 月 5 日）」で、行政目的として使わなくなった区有財産については、それぞれの特性等を考慮のうえ、普通財産として貸付け又は売却により税外収入を確保し、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てていくという方針を示しています。

この方針に基づき、平成 26 年度は、建物の貸付を 10 件、土地の貸付を 13 件行っているほか、淀橋第二小学校跡地を活用した土地信託*（信託期間：平成 13 年 1 月～平成 35 年 6 月）を行っています。

貸付後の用途としては、福祉施設や私立保育所が多く、民間の活力により公共サービスの充実を図っています。そのほか、文化芸術の創造や交流のための拠点として旧淀橋第三小学校・幼稚園を「芸能花伝舎」（芸能創造のための活動スペース）として公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）に貸し付けるといった事例や、歌舞伎町ルネッサンスの推進や大衆文化の発信拠点として旧四谷第五小学校を吉本興業株式会社東京本部（グループ企業含む）に貸し付けている事例があります。

図表 2-4-2-6 区有財産の貸付状況（土地）（平成 26 年度）

施設名	所在地	敷地面積	貸付期限	平成 26 年度収入(千円)	備考
牛込原町小学校跡地	原町二丁目43番地	3,762	平成 14 年 4 月から 50 年間の定期借地契約	47,540	介護老人保健施設、私立保育所
旧四谷第二中学校(校庭)	左門町 5 番地	2,234	平成 15 年 8 月から 50 年間の定期借地契約	29,263	介護老人保健施設
東戸山中学校跡地	新宿七丁目3番31号	1,528	平成 21 年 5 月から 50 年間の定期借地契約	4,440	小規模特別養護老人ホーム等
西新宿四丁目用地	西新宿四丁目21番19号	194	平成 18 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	288	重度重複心身障害者グループホーム
百人町三丁目用地	百人町三丁目3番2号	114	平成 16 年 10 月から 50 年間の定期借地契約	194	重度知的障害者グループホーム
下落合保育園跡地	下落合二丁目10番20号	782	平成 17 年 9 月から 50 年間の定期借地契約	1,111	私立保育所
高田馬場第一保育園跡地	高田馬場三丁目40番3号	1,457	平成 20 年 12 月から 50 年間の定期借地契約	1,963	私立保育所
大京町資材置場跡地	大京町29番地	1,068	平成 23 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	1,714	私立保育所
西新宿保育園跡地	西新宿四丁目8番35号	208	平成 23 年 7 月から 50 年間の定期借地契約	286	知的障害者グループホーム
中落合第一保育園跡地	中落合四丁目25番19号	812	平成 21 年 9 月から 50 年間の定期借地契約	1,318	私立保育所
原町高齢者在宅サービスセンター跡地	原町三丁目84番地	527	平成 24 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	895	小規模多機能型居宅介護施設等
大久保第二保育園跡地	大久保一丁目4番1号	740	平成 26 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	650	私立子ども園
弁天町用地	弁天町32番6	1,101	平成 25 年 10 月から 50 年間の定期借地契約	422	知的障害者等入所支援施設

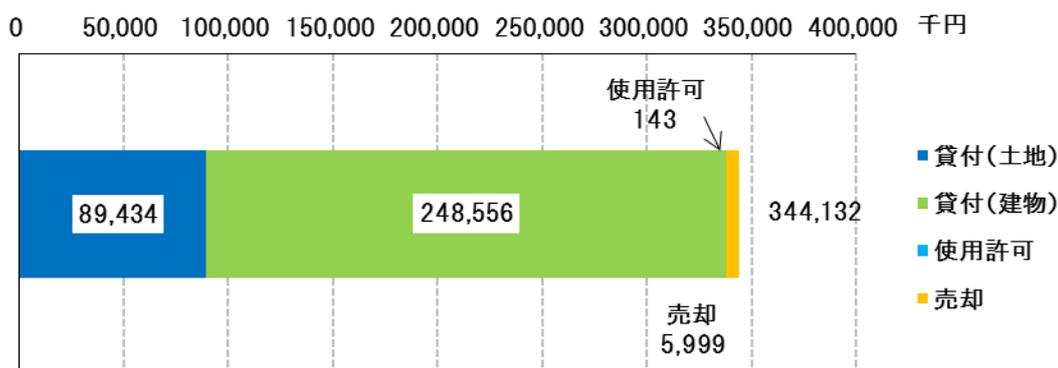
図表 2-4-2-7 区有財産の貸付状況（建物）（平成 26 年度）

施設名	所在地	延床面積	貸付期限	平成 26 年度収入(千円)	備考
旧若松町特別出張所	若松町 28 番 27 号	406	平成 27 年 8 月から 5 年間の定期借家契約	7,653	フリースクール
旧四谷第四小学校	四谷四丁目 20 番地	4,890	平成 25 年 4 月から 5 年間の建物無償貸付契約	—	地域ひろば
			平成 20 年 3 月から 10 年 1 か月間の定期借家契約	8,546	美術館・ギャラリー
旧四谷第五小学校	新宿五丁目 18 番 21 号	5,305	平成 19 年 6 月から 10 年 10 か月間の定期借家契約	45,600	事務所等
旧淀橋第三小学校	西新宿六丁目 12 番 30 号	4,836	平成 27 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	37,992	社団法人事務所
旧四谷第二中学校(校舎)	左門町 5 番地	6,647	平成 15 年 4 月から 20 年間の定期借家契約	94,231	専門学校
旧淀橋中学校	北新宿一丁目 21 番 10 号	3,983	平成 18 年 7 月から 10 年 9 か月間の定期借家契約	39,131	通信制高校
旧西戸山第二中学校	高田馬場四丁目 36 番 12 号	2,216	平成 24 年 11 月から 20 年間の定期借家契約	2,328	私立子ども園
若松町区有施設	若松町 12 番 15 号	859	平成 26 年 7 月から 18 か月間の定期借家契約	2,434	建設工事事務所(暫定貸付)
母子生活支援施設	—	1,516	平成 22 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	3,200	
旧大久保特別出張所	大久保一丁目 10 番 8 号	540	平成 27 年 11 月で貸付期間終了	6,791	埋蔵物整理事務所

公有財産の活用としては、上記の建物及び土地の貸付収入のほか、電柱や電波障害対策設備等を設置するための建物や敷地の一部の貸付に伴う収入と、土地の売却収入を合わせて、平成 26 年度の収入実績は 3 億 4,413 万円となっています。

なお、淀橋第二小学校跡地の土地信託*（新宿ファーストウエストビル）に係る平成 26 年度の信託配当収入は 7 億 1,833 万円となっています。

図表 2-4-2-8 区有財産の貸付・売却による収入（平成 26 年度）



(7) PPP（公民連携）の導入【論点7】

最後に「論点第7：PPP*（公民連携）の導入」についてです。

ここでは、施設の運営・維持管理について、PPP（Public/Private Partnership：公民連携）の視点からみていきます。

民間の資金とノウハウを活用して施設の建設や運営等を行うPFI（Private Finance Initiative）*は現在、導入していませんが、指定管理者制度*に関しては、総施設数 285 施設から導入に適していない施設類型（庁舎等、防災関係施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、公営住宅、貸付施設及びその他施設）を除いた 131 施設のうち、平成 27 年 7 月 1 日現在で 86 施設で導入しています。

図表 2-4-2-9 指定管理者制度の導入状況

施設類型(中分類)	施設数	直営	指定管理者	その他	備考
1 庁舎等	27	25	—	2	法人事務所(2施設)
2 防災関係施設	20	20	—	—	
3 区民等利用施設	8	2	6	—	
4 地域センター	10	—	10	—	
5 ホール	4	—	4	—	
6 高齢者活動・交流施設	22	3	19	—	
7 高齢者福祉施設	9	—	2	7	自主運営(7施設)
8 障害者福祉施設	6	—	6	—	
9 その他福祉施設	3	2	1	—	
10 保育園	12	11	1	—	
11 子ども園	10	10	—	—	
12 幼稚園	20	14	—	6	休園中(6施設) ^(※)
13 児童館等	20	8	12	—	
14 小学校	29	29	—	—	
15 中学校	10	10	—	—	
16 特別支援学校	1	1	—	—	
17 図書館	9	1	8	—	
18 博物館・記念館	5	1	4	—	
19 生涯学習施設	6	—	6	—	
20 スポーツ施設	4	—	4	—	
21 保養施設等	3	—	3	—	
22 公営住宅等	17	17	—	—	
23 貸付施設	11	—	—	11	貸付中(11施設)
24 その他施設	19	19	—	—	
合計	285	173	86 ^(※)	26	

※休園中の幼稚園は全部で 7 施設ありますが、そのうち 1 施設については児童館として利用しているため、上表中「13 児童館等」で集計しています。

※新宿区の指定管理者制度導入件数は、上記に加えて、野球場 3 施設、庭球場 3 施設、運動広場 1 施設及び新宿中央公園の 8 施設があり、合計 94 件となっています。

第5節 区有施設の更新に係る将来予算不足額の試算 (施設白書より再掲)

施設白書では、老朽化に伴い今後必要となることが予想される区有施設の更新費用について、財政的視点から検証を行います。ここでは、総務省が推奨している地域総合整備財団版将来更新費用計算ソフト ver 2.10 (以下「総務省ソフト」といいます。)を用いて、区有施設に関する将来更新費用の試算を行いました。

なお、土木インフラについては年度ごとの変動が大きいことなどから精緻な試算が困難であるため、ここでは区有施設に関する試算のみを行っています。

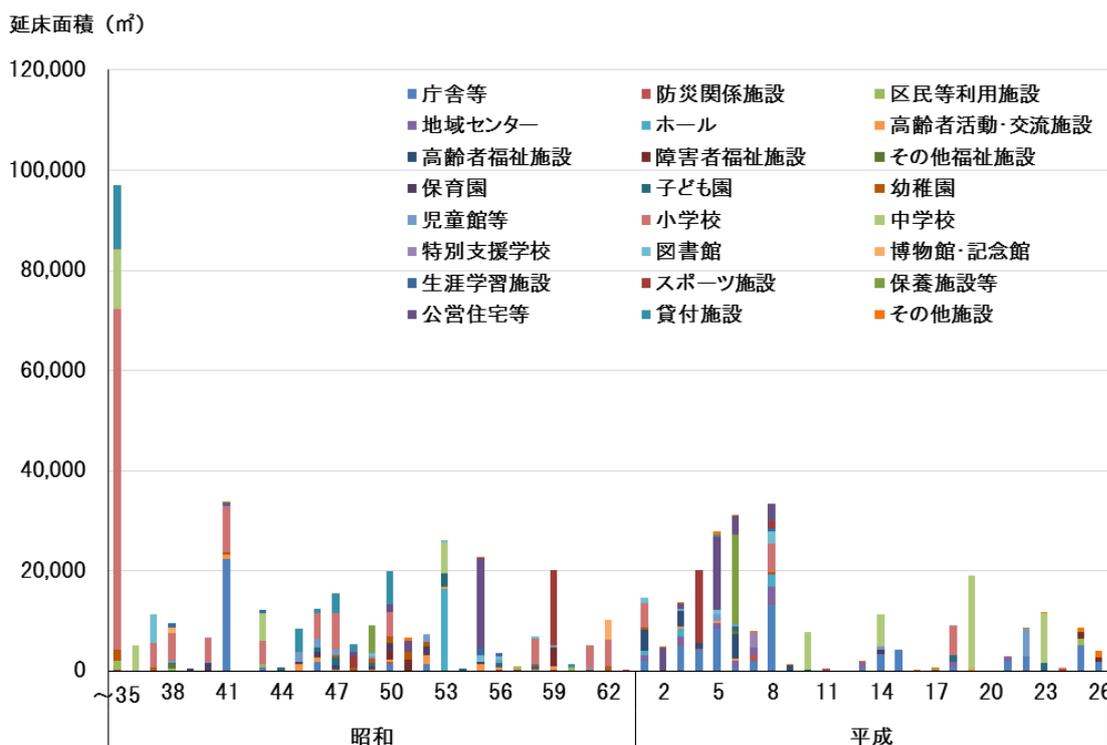
1 供用開始年度別の整備面積の推移

区有施設の供用開始年度別の延床面積の推移を、図表 2-4-5-1 に示します。小学校のうち 15 校、中学校のうち 3 校が昭和初期～30 年代に建設されているほか、昭和 40～50 年代には本庁舎をはじめさまざまな施設が整備されており、これにより、30 年以上経過した施設の延床面積の割合は 56.8%と全体の半分以上を占めています (第 2 章第 1 節区有施設の概観「4 区有施設整備の経緯」を参照してください。)

30 年以上経過した建築物は大規模な改修が必要となります。さらに、20 年～30 年後には新たに建て替える必要があります。こうした大規模な改修や建替えに必要な予算を、今後確保できるかどうか大きな課題となります。

また、平成初期に整備された施設が多いことも特徴の一つです。特に、特別出張所や地域センター等の複合施設については、10 か所のうち 7 か所が平成元年～8 年の間に建設されています。この時期に整備された施設については、今後数年～10 年後には大規模な改修が必要となることに留意する必要があります。

図表 2-4-5-1 区有施設の供用開始年度別延床面積



2 将来予算不足額の試算

将来予算不足額は、将来必要になる更新費用の金額（将来更新費用）と、将来確保できると考えられる予算額（予算確保可能額）の差であり、次の式で表されます。

$$\text{将来予算不足額} = \text{将来更新費用} - \text{予算確保可能額}$$

ここでは、総務省ソフトを用いた試算を行い、現在の規模の施設を今後も維持していくと仮定した場合における将来更新費用の傾向を把握します。

（1）将来更新費用

区有施設に係る将来更新費用は、次の前提条件で試算を行います。

【将来更新費用の試算における前提条件】

- i) 現在の区有施設をすべて維持するため、建設後 30 年目に大規模改修を実施し、建設後 60 年目に現在と同じ規模で建て替えると仮定します。
- ii) 建設後 30 年以上が経過しているものの、大規模改修を実施していない施設については、直近の 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。
- iii) 建設後 60 年以上が経過しているものの、建替えを行っていない施設については、直近の 10 年間で均等に建替えを行うと仮定します。
- iv) 大規模改修及び建替えの単価は、総務省ソフトで用いている標準的な単価を採用します（下表）。

図表 2-4-5-2 総務省ソフトに基づく大規模改修・建替えの単価

施設類型(大分類)	大規模改修	建替え
1. 行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
2. 市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
3. 保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
4. 子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
5. 学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
6. 社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
7. スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
8. 公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
9. その他	20万円/㎡	36万円/㎡

(2) 予算確保可能額

将来の大規模な改修や建替えに係る予算確保可能額を予測するのは困難であるため、最近の実績額と同等の予算額を、今後も確保することができるという想定に基づき、予算確保可能額を試算します。

大規模な改修や建替えに係る実績額は年度によって大きく異なる場合があるため、施設白書では、平成 22 年度～平成 26 年度の 5 年間に支出した区有施設に係る普通建設事業費の平均の金額を用いています。

試算結果は、下表のとおり、54.7 億円／年となっています（本計画においても施設白書で整理した試算結果を用います。）。

図表 2-4-5-3 予算確保可能額の試算

(平成 22 年度～平成 26 年度に支出した区有施設に係る普通建設事業費)

年度	区有施設に係る普通建設事業費の支出額
平成 22 年度	87 億 4,976 万円
平成 23 年度	44 億 385 万円
平成 24 年度	39 億 7,045 万円
平成 25 年度	52 億 552 万円
平成 26 年度	50 億 1,488 万円
5 年間の平均	54 億 6,889 万円

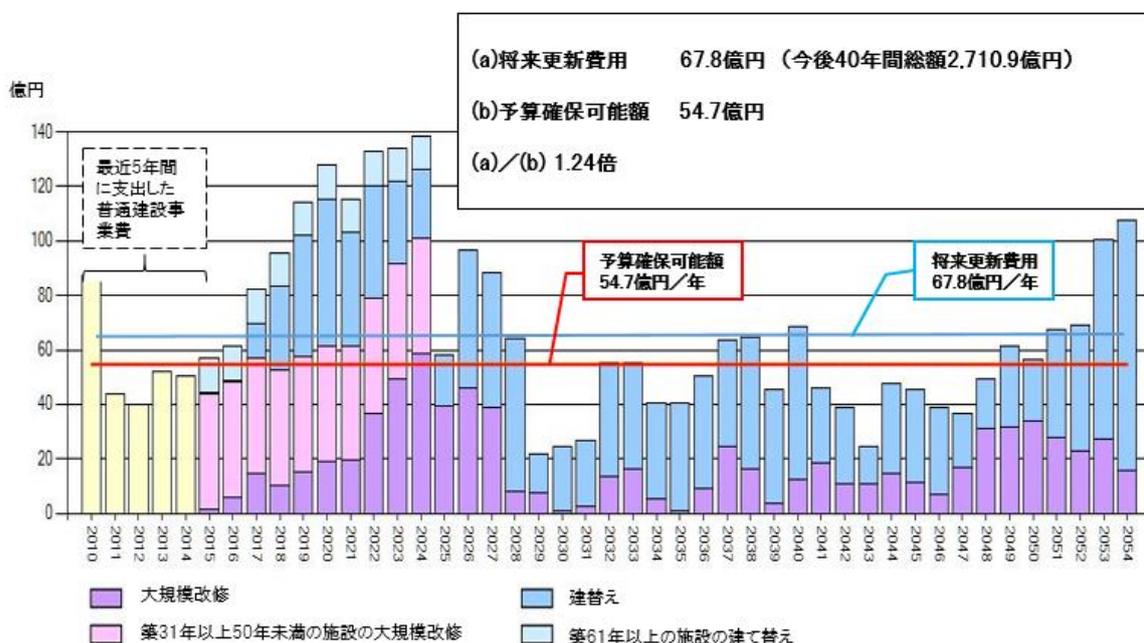
(3) 将来予算不足額の試算結果

区有施設の将来更新費用に係る試算結果を図表 2-4-5-4 に示します。

今後 40 年間における更新費用の総額は 2,710.9 億円であり、平均すると、1 年度当たり 67.8 億円／年となっています。

これに対して、(2) に示したとおり、予算確保可能額は 54.7 億円／年であるため、平均すると 1 年度当たりおよそ 13 億円が不足することになります。これは、現状の予算を 1.24 倍に増やす必要があることとなります。

図表 2-4-5-4 区有施設の将来更新費用試算結果



第6節 意識調査結果

1 調査の概要

区は、本計画の策定に当たり、平成27年度、平成28年度に区有施設のあり方に関する区民の意識調査を実施しました。

平成27年度は、毎年実施している区民意識調査の一部として行いました。調査は全区民から無作為抽出した18歳以上の男女2,500人を対象に実施し、1,351人の回答を得ています。

平成28年度は、区有施設の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。平成27年度の区民意識調査と同じ趣旨の質問を設定することにより、一般区民と施設利用者の意識の相違を把握できるように工夫しました。

図表 2-6-1 区民の意識の把握のために実施した調査

調査名称	区民意識調査 (平成27年度)	施設利用者アンケート (平成28年度)
調査地域	新宿区全域	区有施設のうち日常的に区民が利用するあらかじめ指定した施設
調査対象	新宿区在住の満18歳以上の男女個人	同施設の利用者
標本数	2,500人	—
標本抽出	住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出	区有施設のうち利用者が選択的に利用する施設(101施設)
調査方法	郵送法(郵送配付—郵送回収、はがきによる予告・再依頼を各1回)	アンケート用紙を施設利用者に手渡す方式及び、施設内に設置し任意に回答する方式
調査時期	平成27年9月	平成28年6～7月
有効回答数	1,351人	2,755人
回答率	54.0%	—
設問	<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設全般についての印象 ・区有施設の利用頻度 ・利用していない理由 ・施設やインフラの老朽化問題の認知度 ・区有施設のあり方 ・統廃合や集約化などを行う場合の基準で重視すべきこと ・民間活力の活用の導入についての考え ・区有施設のあり方を検討するうえで重要だと思うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設やインフラの老朽化問題の認知度 ・区有施設のあり方 ・統廃合や集約化などを行う場合の基準で重視すべきこと
調査票	・資料編 146～149 ページに掲載	・資料編 130～131 ページに掲載
分析方法	・回答数に対する各選択肢の割合を明確にする必要があることから、原則として、無回答を除く回答を母数とした割合を算出した。	
その他	・毎年実施している区民意識調査の設問の一部として実施した。	—

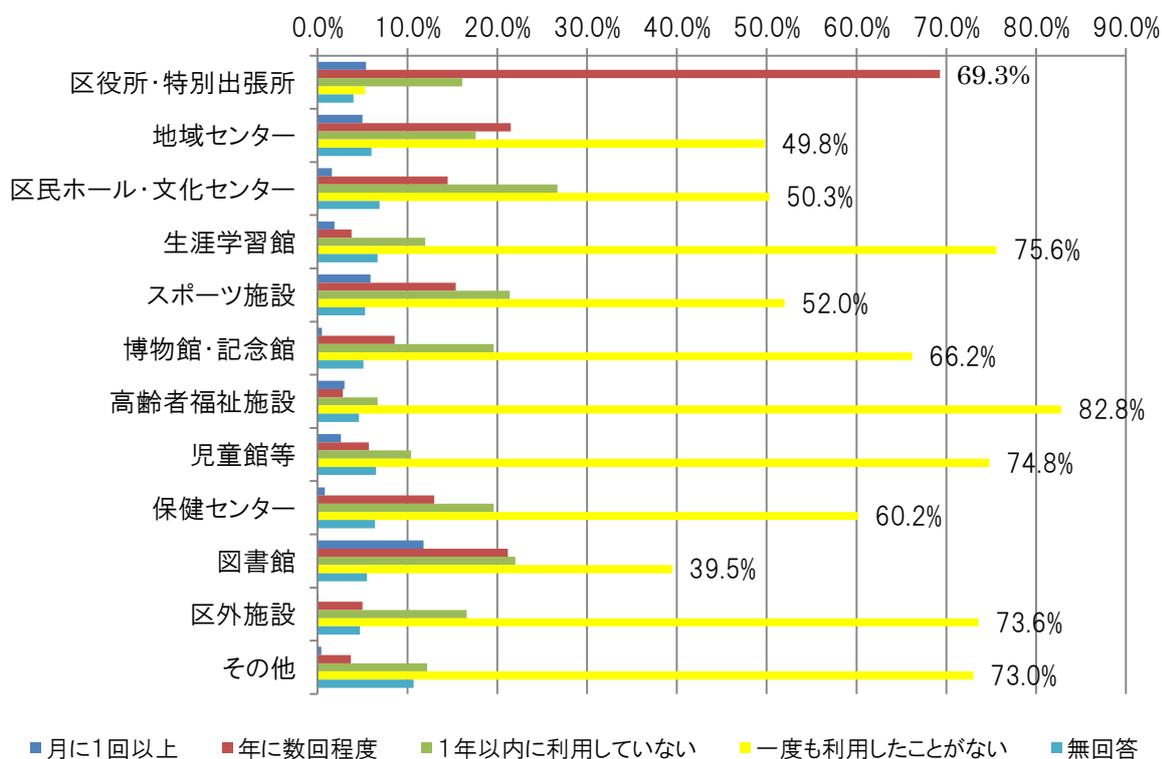
2 調査の結果

(1) 区有施設の利用頻度（区民意識調査）

回答者に区有施設の利用頻度を尋ね、「月に1回以上」、「年に数回程度」、「1年以内に利用していない」、「一度も利用したことがない」の中から選択してもらいました。この設問は、区民意識調査のみで実施しました（利用者アンケートは当該施設を「現に利用している」ことは明らかのため）。

『区役所・特別出張所』は「年に数回程度」の回答がもっとも高く、「月に1回以上」と合わせると7割台半ばとなる。その他の類型では「一度も利用したことがない」の回答がもっとも高い結果となりました。

図表 2-6-2-1 区有施設の類型別利用頻度



※区民意識調査における「高齢者福祉施設」は、設問文中に「高齢者福祉施設(ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家清風園)」と定義しており、本計画の施設類型別の施設とは異なります。

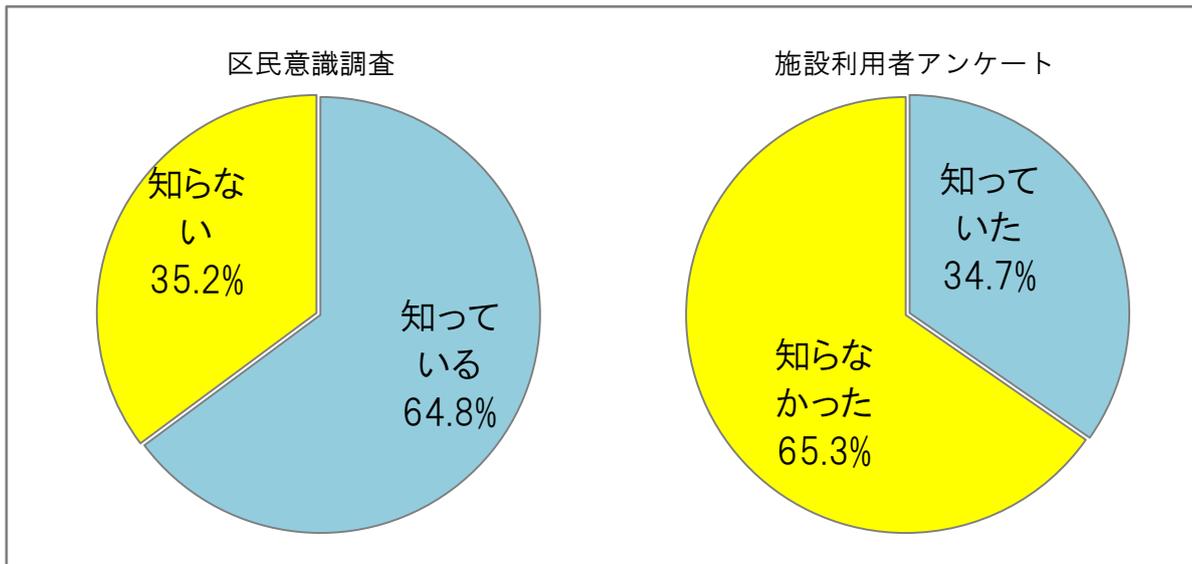
（２）老朽化の認知度（区民意識調査、施設利用者アンケート）

本設問では、老朽化の状況を解説した上で、その問題を知っていたかを尋ねました。

施設を実際に利用している利用者の方が「知っている」比率が低い結果になりました。これは、区民意識調査の回答者が区政に関心がある方が多く含まれていること、区有施設のメンテナンス状況が比較的良好で施設利用者も現在のところ老朽化を意識せずに済んでいること等の理由が考えられます。

参考 区民意識調査で実施した施設評価の中で「区有施設が比較的きれいに保たれている」が約 5 割

図表 2-6-2-2 老朽化の認知度



（３）区有施設のあり方（区民意識調査、施設利用者アンケート）

本設問は、区有施設の建替えにあたって財政負担を減らす方策として想定される対応策一つひとつに対して、「積極的に実施すべき」、「どちらかと言えば実施すべき」、「どちらかと言えば実施すべきではない」、「実施すべきではない」の中から一つを選択してもらいました。

図表 2-6-2-3 施設のあり方の対応策

調査票の選択肢	略称
① 利用頻度の低い施設を廃止	①廃止(低利用)
② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する	②補強
③ さまざまな施設を 1 カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う	③集約化(複合化)
④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める	④統廃合
⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する	⑤民間移管
⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する	⑥地域移管
⑦ 施設使用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する	⑦利用料引き上げ
⑧ 施設のサービス水準の引き下げ(開館日数の削減など)により、現在の施設を維持する	⑧サービス水準引き下げ
⑨ 他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する	⑨他サービス削減

※次ページ以降の分析では、略称を使用しています。

それぞれの対応策ごとの有効回答に占める「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせた比率《実施すべき》の割合について、以下のとおり分析を行いました（図表 2-6-2-4 対応策ごとの《実施すべき》の割合）。

①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、区民意識調査、施設利用者アンケートとも 50%を超えています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は、区民意識調査、利用者アンケートとも 50%を下回っています。

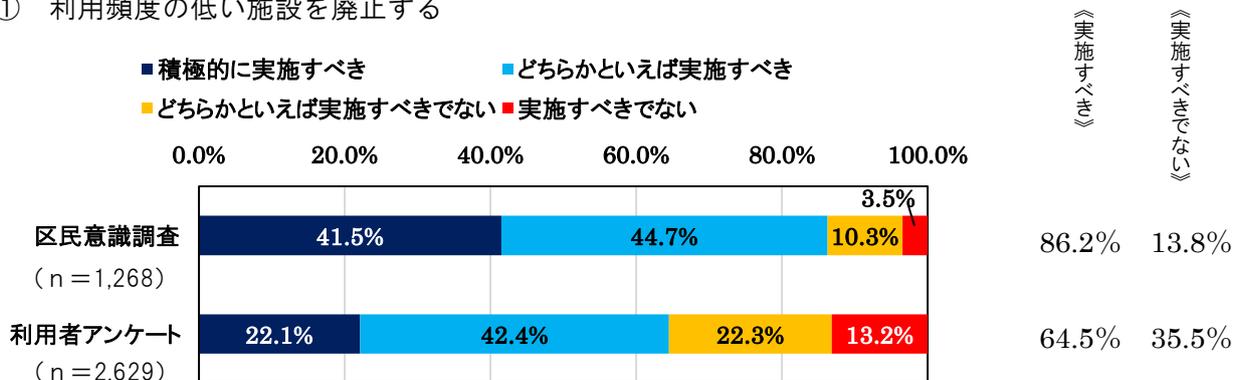
以上の結果は、区民全体としては、「利用料引き上げ」など負担を引き上げる方向の対策よりは、①廃止（低利用）など施設を削減する方向の対策を選択していると評価します。

また、区民意識調査と利用者アンケートの結果の対比では、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、施設利用者アンケートが区民意識調査を下回っており、特に、①廃止（低利用）、④統廃合に関しては施設利用者アンケートの《実施すべき》の割合が区民意識調査の《実施すべき》の割合を 2 割以上下回っています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は、施設利用者アンケートが区民意識調査を上回っています。特に、⑨他サービス削減に関しては、施設利用者アンケートの《実施すべき》の割合が区民意識調査の《実施すべき》の割合を 2 割以上上回っています。

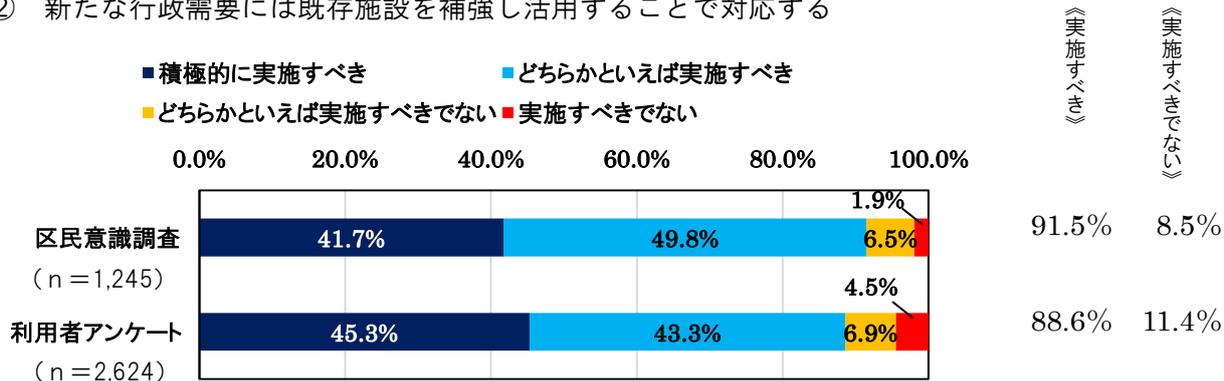
両調査の《実施すべき》の割合の乖離が大きいものもありますが、施設利用者アンケートにおける①廃止（低利用）、④統廃合の《実施すべき》の割合はそれぞれ 6 割台半ばと 5 割強となっており、一方、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は 5 割を下回る結果となりました。

図表 2-6-2-4 対応策ごとの《実施すべき》の割合

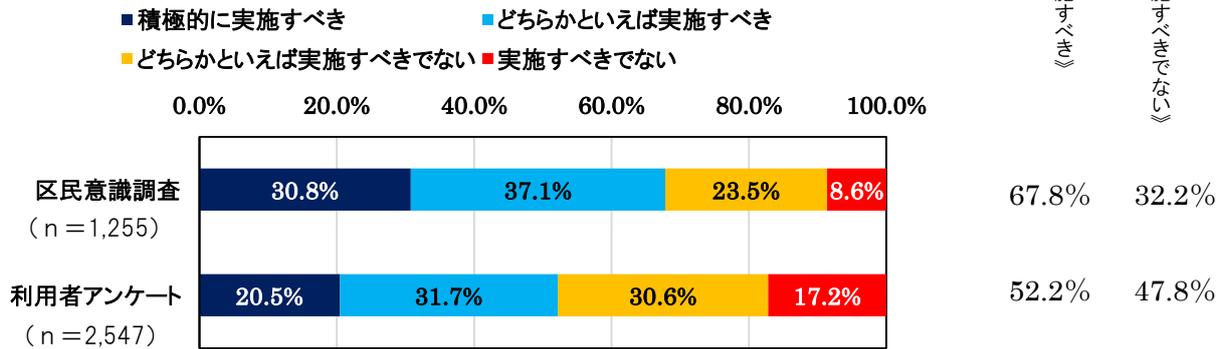
① 利用頻度の低い施設を廃止する



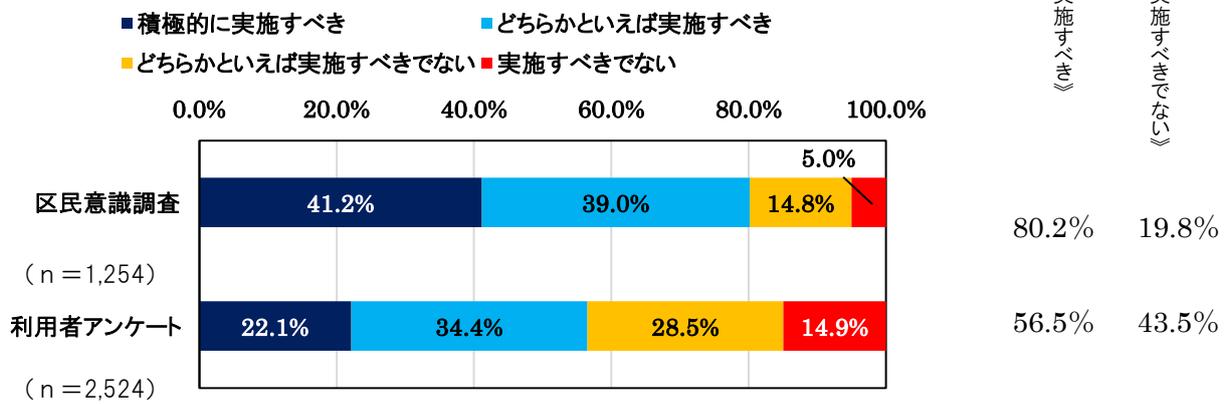
② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する



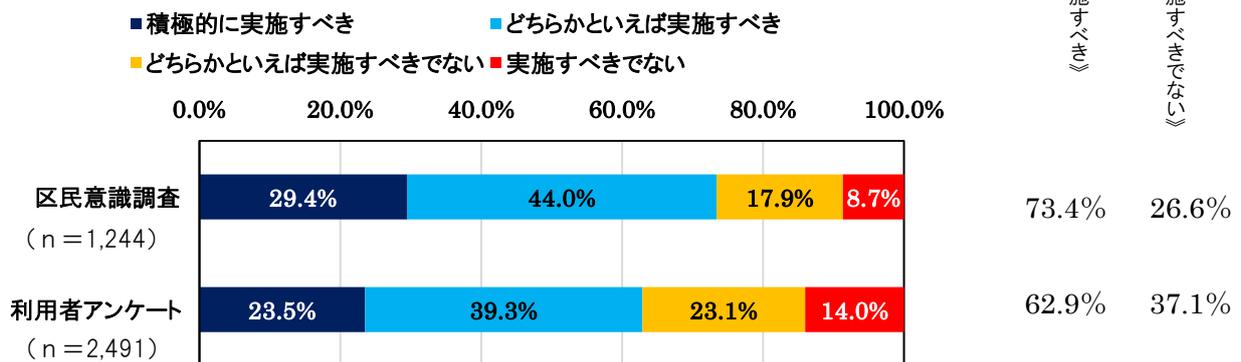
③ さまざまな施設を1カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う



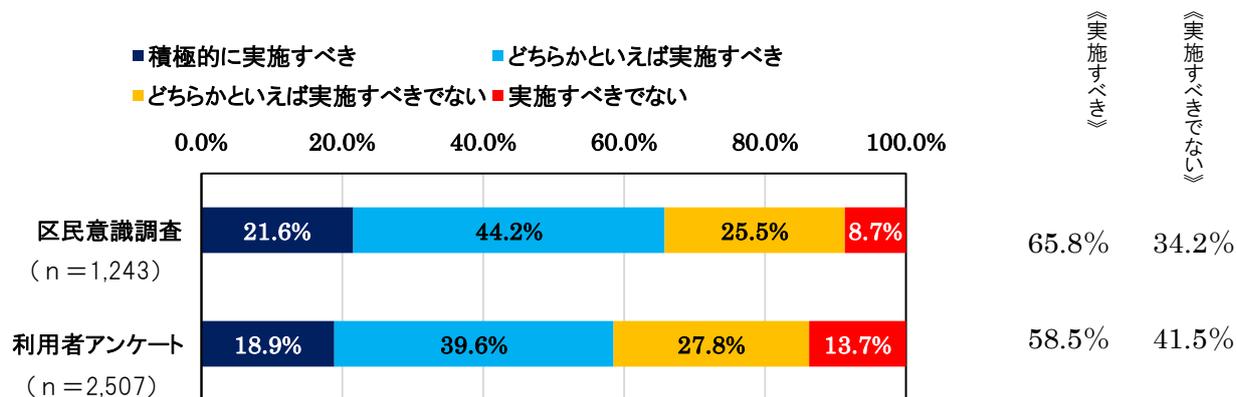
④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める



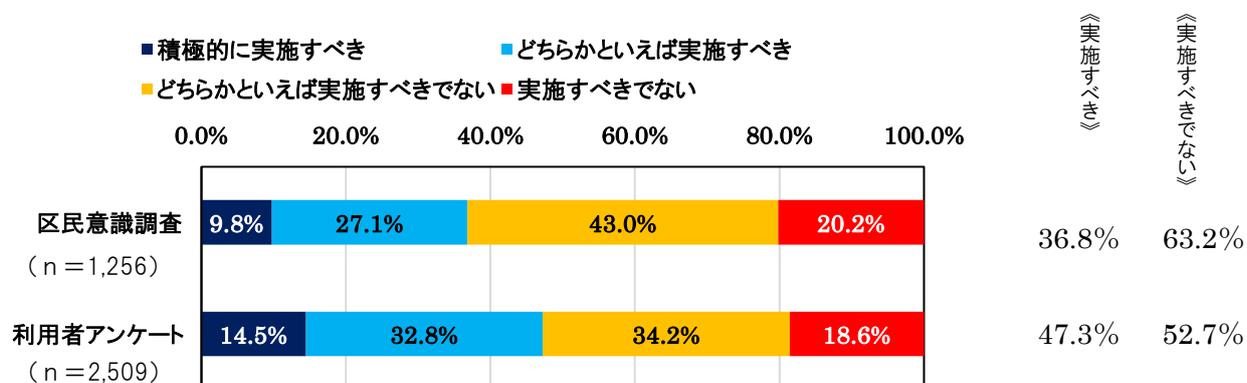
⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する



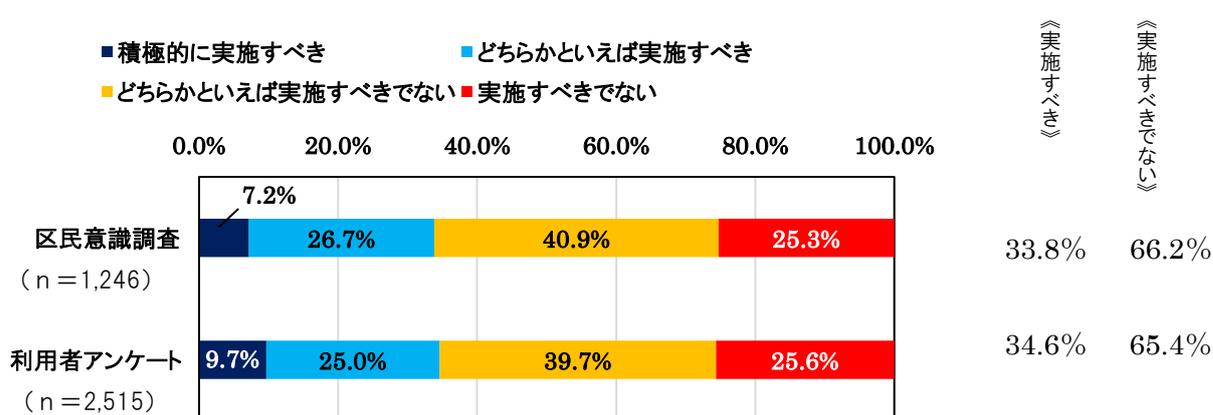
⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する



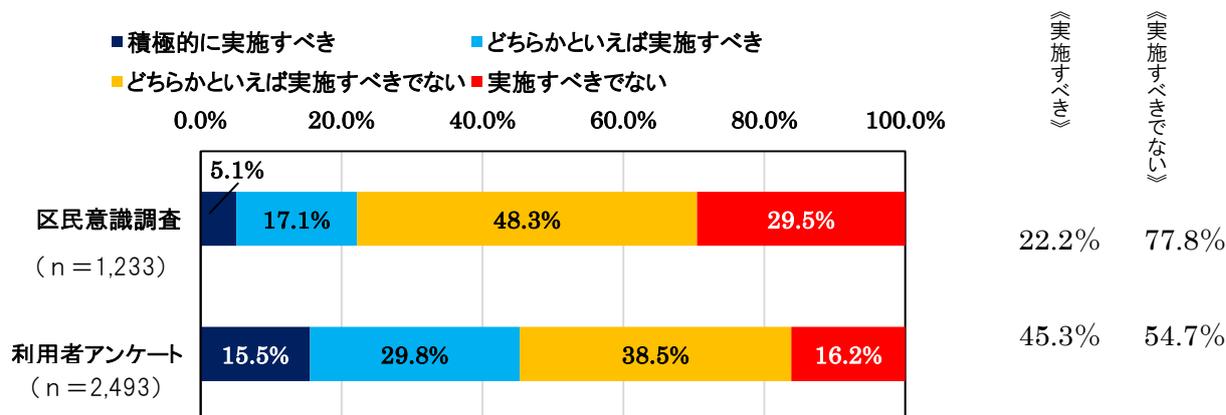
⑦ 施設利用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する



⑧ 施設のサービス水準の引き下げ（開館日数の削減など）により、現在の施設を維持する



⑨ 他の行政サービスを削減しても、現在の施設を維持する



※ 図表 2-6-2-4①～⑨について、端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が 100 とはならない場合があります。

次に、年代別の対応策ごとの《実施すべき》の割合（図表 2-6-2-5 対応策ごとの《実施すべき》の割合（年代別））をみると、施設利用者アンケートの結果では、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、20 代から 50 代で高く、10 代及び 60 代～80 代以上は、50 代以下の年代に比べて《実施すべき》割合のポイントが低くなっています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減は、70 代、80 代、及び 10 代が他の年代と比べて《実施すべき》の割合が高く、20 代～60 代は低くなっています。

また、施設利用者別の対応策ごとの《実施すべき》の割合（図表 2-6-2-6 対応策ごとの《実施すべき》の割合（施設利用者別））をみると、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の対応策については、ほとんどの施設の利用者で《実施すべき》割合が半数を超えているが、「ホール」の利用者では、③集約化、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》割合は半数を下回っており、生涯学習施設の利用者では、①廃止、③集約化、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》割合は半数以下となっています。

図表 2-6-2-5 対応策ごとの《実施すべき》の割合（年代別）

（上段：区民意識調査、下段：施設利用者アンケート）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
①廃止(低利用)	82.7%		86.5%	86.6%	87.1%	85.4%	89.1%	
	53.1%	68.1%	73.0%	70.3%	61.5%	60.2%	58.0%	63.0%
②補強	91.4%		90.3%	93.1%	89.1%	95.6%	89.4%	
	81.3%	88.8%	92.0%	91.8%	90.6%	86.8%	85.1%	87.5%
③集約化(複合化)	66.1%		71.5%	71.5%	68.5%	62.4%	66.7%	
	54.8%	57.7%	63.8%	62.5%	53.6%	43.6%	42.1%	45.6%
④統廃合	78.0%		77.4%	84.3%	81.8%	78.7%	80.2%	
	45.2%	52.3%	65.1%	63.6%	61.1%	50.9%	49.9%	54.8%
⑤民間移管	74.3%		75.3%	74.3%	70.4%	72.6%	73.2%	
	76.7%	65.5%	74.2%	70.1%	62.1%	56.3%	52.8%	56.4%
⑥地域移管	59.8%		67.5%	67.3%	61.0%	64.3%	71.5%	
	63.3%	62.4%	64.4%	59.8%	58.9%	57.2%	53.0%	56.0%
⑦利用料 引き上げ	30.1%		29.4%	34.1%	33.4%	39.8%	52.5%	
	50.0%	33.8%	40.7%	46.8%	49.4%	47.8%	51.6%	58.9%
⑧サービス水準 引き下げ	37.8%		27.2%	26.4%	26.2%	34.2%	51.1%	
	45.2%	35.1%	31.3%	26.9%	32.9%	32.5%	40.3%	50.5%
⑨他サービス削減	22.1%		14.9%	13.2%	19.1%	25.0%	40.0%	
	48.4%	43.6%	35.8%	34.4%	35.1%	47.1%	60.1%	63.7%

※《実施すべき》の割合が50%以上の項目は色付■で表示

※区民意識調査における年代区分は「10歳代・20歳代」、「70歳以上」であるため、合算した比率となっている。

図表 2-6-2-6 対応策ごとの《実施すべき》の割合（施設利用者別）

（施設利用者アンケート）

	庁舎等	区民等 利用施設	地域 センター	ホール	高齢者活 動・交流 施設	児童館等	図書館	博物館・ 記念館	生涯学習 施設	スポーツ 施設	保養 施設
①廃止(低利用)	80.4%	63.0%	57.5%	50.5%	54.2%	75.6%	69.0%	62.7%	45.9%	64.5%	73.8%
②補強	90.7%	85.0%	91.6%	81.3%	83.7%	91.2%	88.8%	92.3%	88.9%	90.9%	89.0%
③集約化(複合化)	74.9%	55.5%	41.8%	41.3%	37.9%	64.9%	58.8%	63.3%	27.1%	50.0%	51.3%
④統廃合	83.4%	61.6%	51.4%	44.6%	44.2%	61.9%	65.3%	74.5%	31.2%	48.9%	67.1%
⑤民間移管	69.1%	60.1%	53.7%	43.3%	55.2%	76.3%	71.1%	58.0%	43.4%	67.6%	69.7%
⑥地域移管	63.7%	56.1%	56.5%	47.8%	51.2%	63.9%	67.3%	69.9%	49.2%	55.1%	63.6%
⑦利用料 引き上げ	50.4%	44.6%	48.4%	38.9%	50.2%	43.2%	44.6%	52.4%	44.7%	44.9%	72.4%
⑧サービス水準 引き下げ	34.3%	34.9%	33.7%	35.2%	43.0%	30.6%	27.8%	32.4%	31.2%	39.1%	35.1%
⑨他サービス削減	29.7%	34.0%	44.9%	45.6%	63.8%	40.6%	31.1%	28.6%	53.8%	55.1%	48.6%

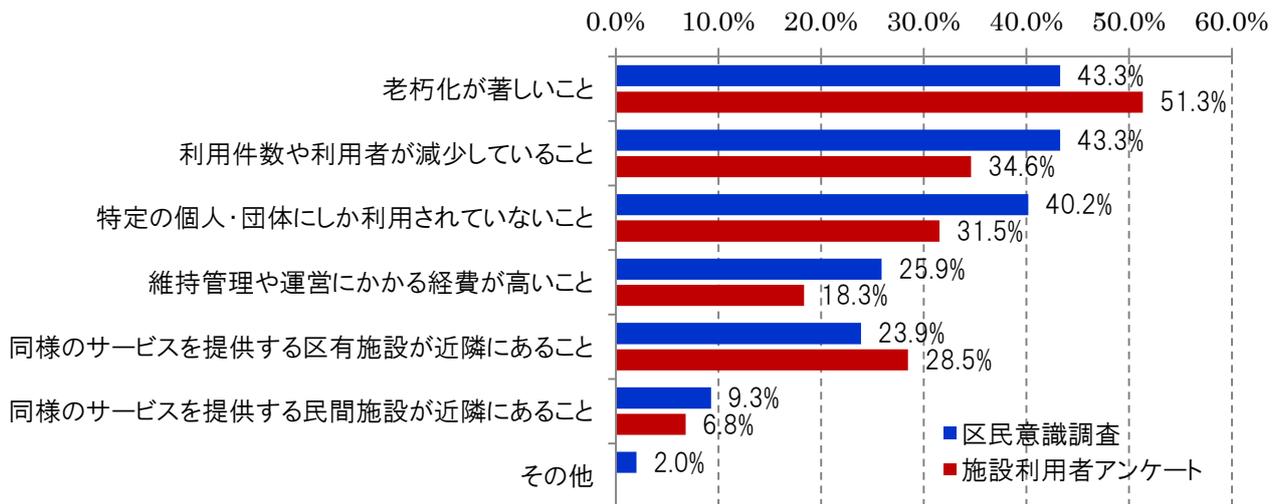
※《実施すべき》の割合が50%以上の項目は色付■で表示

(4) 区有施設の統廃合や集約化を行うとした場合の基準（区民意識調査、施設利用者アンケート）

区有施設の統廃合や集約化などを行うとした場合の基準として、どのようなことを重視すべきか、回答してもらいました（複数回答、ただし2つまで）。

区民意識調査では「老朽化が著しいこと」と「利用件数や利用者が減少していること」が4割台半ば近くで最も高く、「特定の個人・団体にしか利用されていないこと」が約4割で続いています。一方、施設利用者アンケートでは「老朽化が著しいこと」が5割強で最も高く、「利用件数や利用者が減少していること」が3割台半ば近く、「特定の個人・団体にしか利用されていないこと」が3割強で続いています。

図表 2-6-2-7 区有施設の統廃合や集約化を行うとした場合の基準



(5) 自由意見（施設利用者アンケート）

自由意見欄では、良質な区民サービスを提供し続けるためには、今後、区有施設の役割やあり方を検討する必要があることを説明した上で、特に重要と考える点について自由に記入してもらいました。

子育て関連施設や高齢者が利用する施設では、「近隣（徒歩圏内）に施設があること」、「安全であること」などの意見が多くありました。このほか全体的に、統廃合、施設機能の集約化、施設のPRなどに関する意見がありました。

以下に主な意見を掲載します。

○ 統廃合に関すること

- 意思決定の透明性があることが大前提ですが、地域ニーズに従ってある程度の施設統廃合はやむを得ずと思います。一方、ニーズについては子ども・若者が暮らしやすい便利なものという観点で考えていただきたい。
- 子どもやお年寄りの方が集える場所が大切だと思います。統廃合や廃止はなるべく避けていただきたい。
- 区民が望んでいる細かいサービスについて、行政だけでは行き届かない所を補うような施設は、たとえ利用人数が多くなっても必要かと思います。
- 幅広い年齢が利用する施設は、経費が高くても維持するべきだと思う。一方、特定の個人・団体にしか利用されていない施設は廃止するべきだと思う。
- 限られた少ない予算で多くなり過ぎた施設を維持できないのはやむを得ないことだと考えます。老人、障害者の利用施設等を維持することをベースに廃止を考えるのが良いと考えます。
- 施設の統廃合は、利用者が少なくても利用している人がいれば、廃止すべきでは無いと考えるが、維持管理が難しければ、利用者の意見を聞くべきだと思う。
- 利用率のみで統廃合を考え過ぎないこと。
- 利用頻度の低い施設は、売却や民間への移譲を検討した方が良い。

- ・老朽化が著しく、利用頻度が少ない施設は廃止すべきである。
 - ・安易な統廃合は避けるべきだと思います。何かを活かすためには何かを諦めなければならないものは当然のことと思いますが、十分に検討され、展望をもって臨んでいただきたいと思います。
 - ・統廃合を考える上で、統合しても良い区分と、そうしないほうが利用者にとって利便が保たれる区分とをよく検討した上での統廃合を進めてほしいです。
- 機能共用に関すること
- ・放課後の学校の施設を柔軟に利用できればよい。
 - ・小学校、中学校の設備の一部分でも地域活動の場の提供を考えていただけたらと思います。
 - ・リフォームすることで対応できるものは、その地域のニーズに合わせた施設に変えていくのが良い。
- 施設機能の集約化に関すること
- ・子どもを連れていると遠出は難しいので、統廃合が近隣に同様の施設があるからという理由で行われてしまうと、利用者にとっては徒歩圏内から外れて利用できなくなってしまうということがあると思います。
 - ・区施設の集約化を行ってもいいので、利用件数や利用者が減少し、サービス低下に繋がらないようにしてほしい。
 - ・同様の施設を統廃合・集約化して新しく建てなおす。その際もただお金を掛けるのではなく、維持費が少なくなるようシンプルな作りにする。
 - ・高齢者、子育て世代は、近隣施設を利用したい。
 - ・高齢者・子ども向けの施設について、行きやすさが重要と感じるので、むやみに統廃合、集約して、利用しにくくなるのは避けたい。
 - ・区有施設をなるべく1ヶ所にまとめて統合すべき。
 - ・何でもかんでもすぐに統廃合とか集約化と簡単に考えるのではなくて、もっと経費節約出来ることを吟味するのがさきだと思う。施設が少なくなると区民サービスへの低下になります。
- 施設使用料に関すること
- ・近隣に区有施設があれば使用料がかかっても利用したいと思います。
 - ・使用料の負担は避けてほしいです。
 - ・今まで通り維持できれば幸いです、老朽化が著しいところは無理せず、利用者等が少し負担していただくことが望ましいと思います。
 - ・多少の使用料の増額はやむを得ないところ。しかし、今後ともこのような施設は必要性を増す。
 - ・特定の団体にのみ利用されている施設は、公平性にかけるので、利用料金をあげるなどの見直しが必要ではないか。
- 施設のPRに関すること
- ・せっかくある区有施設が、区民に知られていないことが多いと思います。周知方法を（できるだけ低価格の方法にする等）検討したうえで、効果的に区民に知らせることをお願いしたいです。
 - ・もっと区民が積極的に使用できる様な広報の在り方をご検討下さい。
 - ・区有施設の活動内容や取組み、施設の利便性などがあまり広く認識されていない。地域へのあり方を広くアピールすべき。
 - ・居住地域の区有施設の利用とサービスのアピールが足りない。
 - ・もっと利用者を増やすべきPR活動をもっと積極的にしてほしい。少人数の参加者で実にもったいない（お知らせの範囲が少ない。工夫して一考を要すると思います）。

第7節 区民討議会における意見

1 区民討議会の概要

新総合計画の策定にあたり、広く区民の意見を計画に反映させるため、区民討議会を開催しました（区民討議会の詳細は資料編 153～158 ページを参照してください）。

区民討議会は、区民から「無作為抽出」で参加者を募ることにより、区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届ける仕組みです。

この区民討議会において、『「公共施設について」～あなたにとって公共施設とは～』をテーマの一つとして、討議が行われました。

参加者	住民登録のある区民から、無作為抽出した 18 歳以上の 1,200 名のうち、参加申込みのあった 60 名を抽出（うち出席 58 名）
日程	6月25日（土）・26日（日）の2日間 両日とも午前10時～午後5時
場所	新宿区役所 5階 大会議室

2 区民討議会における主な意見

区民討議会では、参加者を3つのグループ（A・B・C）に分け、さらにグループ内を、4～5名からなる4つの班に分けました。討議に入る前に、区の担当が現状や課題・事業内容などの説明を行い、説明を聞いて素直に感じたことを班内で意見交換を行いました。最後に班としての考えを集約して発表を行い、各参加者は互いに各班の発表に対して、共感し、良いと感じた意見に投票を行いました。

各グループからは、「施設の種類や場所について多くの区民が知らないので、情報発信が重要である」「施設のPR方法としてホームページを検索されやすく工夫し、利用予約もしやすくする」といった施設概要・利用方法に関する情報提供に関する意見が多く挙げられました。また、「施設改修の際には改めてニーズを把握しコストをかけずに実施する」「人口の増減に合わせて需要の大きい施設は増やして、少ない施設は統廃合していく」「財源不足からの統廃合をする前に民間の経営手法を学び努力する」といった公共施設の効率化に関する意見に対しても関心が高い結果となりました。

このほか、「本庁舎の建替えの際には、高層化し民間企業に貸し出してはどうか」「ブックカフェのような図書館や公園内の有料釣り施設など誰もが使いたくなる施設にするために付加価値を付ける」「民間ビルのワンフロアを公共施設にする」など、民間活力の利用という視点からも意見が出ました。

以下に主な意見を掲載します。

○ 公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）

- ・新宿文化センターをコンサートやイベントなどのために民間へ貸し出し、収益をあげて新宿区の財政に回したらどうか。
- ・民間でも安くてきれいな楽しい施設がいっぱいあるので、保養施設は本当に必要か疑問である。
- ・本庁舎は良い立地であるので、建て替える時に建物を高層化して、民間企業や商業者などに賃貸し、家賃収入を得てもよい。
- ・官民の間に隔たりなく、共同でフレキシブルな連携をした方がよい。
- ・国が管理している施設、東京都が管理している施設など、他の自治体と連携して、それぞれ施設が重複しないようにする必要がある。
- ・現在、本庁舎や出張所でしか証明証を発行していないので、コンビニ端末でも発行できるようにしたらどうか。
- ・財源不足からの統廃合をする前に民間の経営手法を学び、努力する必要があるのではないか。
- ・行政施設をファッションビルの中に入れて、買い物ついでに寄れる場所に移設するなど、民間ビルのワンフロアを公共施設にする。

○ 施設概要・利用方法に関する情報提供

- ・公共施設について知られていないという現状があるためPRが必要である。
- ・PR方法として、SNSや広報紙など年齢層に合わせた情報提供が必要である。
- ・転入時に公共施設に関するパンフレットを配布する。

○ 施設の利便性や魅力の向上

- ・施設として楽しさや心地よさなどの付加価値がないと使われない。
- ・ブックカフェのような図書館や公園内の有料釣り施設など、誰もが使いたくなる施設にするために付加価値を付ける。
- ・利用予約がしやすいホームページにする。
- ・もっとコミュニケーションがとれる場所になってほしい。

○ 施設のあり方

- ・施設管理は他の区や東京都と連携できるのではないか。
- ・地域交流の場、安く使える施設であってほしい。
- ・災害時の拠点として施設を使用するのも必要である。
- ・健康促進の場や、地震や子育てなどの際のいざという時に頼れる場所であってほしい。

○ 再編

- ・「統廃合」について、再利用と利用目的を時代に合わせて変えることが必要である。
- ・時代を経るごとに増える世代と減る世代があるので、その人口に合わせて需要の大きい施設は増やして、少ない施設は統廃合していく必要がある。
- ・施設改修の際には、改めてニーズを把握しコストをかけずに実施する。